

平成23年3月3日（木曜日）

○出席議員（13名）

2番	笹川 広美	議員	9番	上見 健一	議員
3番	南 昭榮	議員	10番	若狭 明彦	議員
4番	諏訪 良一	議員	11番	岩井 礼二	議員
5番	宮下 為幸	議員	12番	坂井 幸雄	議員
6番	亀野 富二夫	議員	13番	田中 治夫	議員
7番	甲部 昭夫	議員	14番	作間 七郎	議員
8番	古玉 栄治	議員			

○説明のため出席した者

町 長	杉本 栄蔵	税務課長	吉田 外喜夫
副町長	小山 茂則	農林課長	大村 義一
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	大森 一義
参事兼総務課長	永源 勝	保健環境課長	西浦 順
参事兼土木建設課長	表 辰祐	会計課長	松栄 哲夫
参事兼住民福祉課長	坂井 信男	教育文化課長	堀内 浩一
企画課長	広瀬 康雄	生涯学習課長	平岡 保
情報推進課長	澤 伸一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 土 屋 哲 雄

// 島 元 奈 緒 美

○議事日程(第1号)

平成23年3月3日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程

- ・報告第1号
- ・議案第5号～議案第28号
- ・同意第1号
- ・請願第1号～請願第3号

提案理由説明

日程第4 議案質疑

- ・報告第1号
- ・議案第5号～議案第14号
- ・議案第23号～議案第28号

日程第5 常任委員会付託

- ・報告第1号
- ・議案第5号～議案第14号
- ・議案第23号～議案第28号
- ・請願第1号～請願第3号
- ・請願第13号(平成22年12月)

日程第6 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任・委員会付託

- ・議案第15号～議案第22号

日程第7 予算審査特別委員会の委員長及び副委員長選任

日程第8 休会決定の件

午前 10 時 00 分 開会

◎開会・開議

○議長（坂井幸雄議員） おはようございます。

ただ今の出席議員数は 13 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 23 年第 2 回中能登町議会定例会を開会いたします。

諸般の報告をいたします。

昨年 12 月定例会において可決されました、切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書、ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型（HTLV-1）総合対策を求める意見書、交通基本法の理念に基づく鉄道分野への予算配分と政策の推進を求める意見書、過剰米対策の実施と農業農村整備予算の確保を求める意見書、米価下落への緊急対策を求める意見書、新たな経済対策を求める意見書、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長を求める意見書及び T P P 交渉に関する意見書

以上 8 件は、内閣総理大臣をはじめ関係方面に提出しておりますので、ご了承をお願いいたします。

加えて、地方自治法第 121 条の規定による、本議会に出席する者を、別紙の説明員職氏名一覧表として、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（坂井幸雄議員） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、11 番 岩井礼二議員、13 番 田中治夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（坂井幸雄議員） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 18 日までの 16 日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 3 月 18 日までの 16 日間とすることに決定しました。

◎議案の一括上程

○議長（坂井幸雄議員） 日程第 3 議案の一括上程

報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度中能登町一般会計補正予算）

議案第 5 号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 中能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 中能登町ウェルカム定住条例の全部を改正する条例について

議案第 9 号 平成 22 年度中能登町一般会計補正予算

議案第 10 号 平成 22 年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第 11 号 平成 22 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第 12 号 平成 22 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第 13 号 平成 22 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第 14 号 平成 22 年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第 15 号 平成 23 年度中能登町一般会計予算

議案第 16 号 平成 23 年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 17 号 平成 23 年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第 18 号 平成 23 年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第 19 号 平成 23 年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第 20 号 平成 23 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第 21 号 平成 23 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第 22 号 平成 23 年度中能登町水道事業会計予算

議案第 23 号 指定管理者の指定について

議案第 24 号 指定管理者の指定について

議案第 25 号 指定管理者の指定について

議案第 26 号 指定管理者の指定について

議案第 27 号 指定管理者の指定について

議案第 28 号 指定管理者の指定について

同意第 1 号 中能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について

請願第 1 号 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の 3 ワクチンの定期接種化を求める意見書提出の請願書

請願第 2 号 公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書の提出の請願意見書の提出の、意見書の提出の請願、もう一回言います。

請願第 2 号 公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書の提出の請願、意見書の提出の請願、意見書の提出の請願、意見書の提出の請願、意見書の提出の請願、意見書の、意見書提出の請願、すいません。申し訳ないです。

請願第 3 号 コメの戸別所得補償制度の見直しを求める意見書提出の請願

以上、報告 1 件、議案 24 件及び同意 1 件

並びに請願 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を町長から求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 皆さん、おはようございます。

提案理由の説明をさせていただきます。

本日ここに、平成 23 年第 2 回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに何かとご多用中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

長く厳しい冬も 3 月に入り少しずつ春の到来を予感できるようになってまいりました。

3 月 21 日春分の日は、「自然をたたえ、生物をいつくしむ」と法律で定められた祝日であります。

昔の人は、自然に感謝をし春を祝福する、それは、長い冬眠をしていた動物たちが動き始め、人々もやる気に満ち溢れる時期とっています。

中能登町内の各地区では、3 月下旬には、春耕前に江堀作業が一齐に行われ、春の訪れを実感する時期であります。

先般開催をされました生涯学習のつどいでは、まちづくりは人と人のつながりが大事であり、そんな中から新たな第一歩が踏み出せるというご意見を拝聴いたしました。

新たな年度の始まりと中能登町制施行 7 年目を迎えて、初心に立ち返り町民の皆様との「協働の心」を大切にして、新たな町政の第一歩を踏み出していきたく思っております。

それでは、最近の町政の概況と提案いたしました諸議案につきまして、その大要をご説明申し上げます。

はじめに、先に総務省が発表した平成 22 年国勢調査速報値では、中能登町の人口は前回平成 17 年調査対比で 2.16%、410 人減の 1 万 8,549 人でありました。

中能登以北では、最も減少率が低い結果と

なっておりますが、本格的な人口減少社会を迎え中能登町の活力を維持するためには、少子高齢化対策、定住対策等を一層推進していかなければならないと考えております。

さて、平成23年度国の当初予算につきましては、歳出において公共事業関係費の大幅な減額に対して社会保障関係費が増大し、一方、国債発行額が2年連続で税収を上回るなど危機的な状況となっております。また、経済情勢については、現在の国の景気動向は、政府の緊急経済対策などの出動により最悪の状態は脱したと言われております。しかしながら、円高・エコポイント制度の縮小、中東情勢の悪化などにより景気の足踏みが懸念され、雇用情勢についても依然として厳しい状況にあります。

平成21年度決算における本町の財政状況を見ますと、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率等の財政指標が前年比で一定程度改善されるとともに、財政調整基金が増加し地方債現在高が減少するなど好転の兆しが見られるものの、依然として地方交付税や各種交付金などの依存財源に頼らざるを得ない状況にあります。

本町の平成23年度の財政見通しについては、税収の好転は見込めず、根幹的な歳入一般財源の確保は益々厳しくなる状況にあります。他方、歳出では、平成25年春開校予定の統合中学校建設事業費や道の駅関連事業費、そして、下水道施設や道路整備等過去に実施してきた社会資本整備に係る公債費と少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費が増大することは必至であります。

とりわけ、普通交付税の合併特例加算措置の段階的な減額が平成27年度から始まり、合併特例加算措置が終了する平成32年度においては、現在と比較して約10億円の大幅な減額が見込まれます。

平成23年度の予算については、これまで以上に徹底した経費の見直しを行うとともに

に、税収確保と受益者負担の適正化等に努めながら、より効率的で効果的な行政執行と将来にわたり持続可能な財政運営を念頭に置いて予算編成をいたしました。

それでは、今定例会に提出いたしました議案について、順次説明申し上げます。

最初に、報告第1号 平成22年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億8,215万4,000円としたもので、今冬の大雪により除雪費の不足が生じたため2月3日付けをもって専決処分を行いましたので、報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第5号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、育児休業法の改正に伴い子の看護休暇の要件を拡大するとともに、新たに短期介護休暇を設けるものであります。

次に、議案第6号 中能登町立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、平成25年4月1日開校予定の統合中学校について、学校名称と位置を正式に決定するものであります。

次に、議案第7号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、介護認定に係る審査件数の増に対応するため、介護認定審査会の委員定数を増員するものであります。

次に、議案第8号 中能登町ウェルカム定住条例の全部を改正する条例についてであります。

この条例は、これまで奨励金の交付対象者を転入者に限定しておりましたが、町内在住者が新たに世帯を持つために住宅を取得した場合も対象に含めることとし、題名を中能登町定住促進条例に改めるとともに交付金額を改定するものであります。

次に、議案第9号から議案第14号までの平成22年度各会計補正予算に関する議案についてご説明いたします。

最初に、議案第9号 平成22年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,527万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億6,688万3,000円とするものであり、第2表地方債補正につきましては、事業費の確定見込みにより必要額を追加するものであります。

歳入では、年度末を控え事業費の確定見込みによる町債の追加補正により財政調整基金繰入金を全額減額したほか、個人住民税、固定資産税について個人所得及び新築住宅が伸び悩んだため、保育園保育料につきましても、個人所得の伸び悩みの影響により減額するものであります。また、ふるさと応援寄付金として、10名の方々より合わせて100万円をご寄付いただいたもので、ここに改めて厚くお礼申し上げます。

次に、歳出では、各款にわたり人件費の補正、また、総務費で職員の早期退職に対応するため職員退職手当組合負担金の増額のほか、各事務事業の確定見込みによる補正を行うものであります。

次に、議案第10号 平成22年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、介護サービス及び支援サービス等諸費の増額により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,270万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,141万5,000円とするものであります。

次に、議案第11号 平成22年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、退職被保険者等療養給付費及び後期高齢者支援金の減額により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,255万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,097万6,000円とするもの

であります。

次に、議案第12号 平成22年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算につきましては、当初見込んでいた分譲宅地の販売予定区画数を下回ることが確実であるため、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,410万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,490万1,000円とするものであります。

次に、議案第13号 平成22年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、事業所などの放送サービス新規加入申込件数が見込みを下回ったため、光ケーブル引き込みなどに係る工事請負費の減額により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,082万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,723万6,000円とするものであります。

次に、議案第14号 平成22年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、資本的収入及び支出につきまして、資本的支出の建設改良費、総係費、手当において精算により40万円を減額し、資本的支出に対し不足する額を2億2,129万1,000円に改めるものであります。

続いて、議案第15号から議案第22号までの新年度各会計予算についてご説明をいたします。

最初に、議案第15号 平成23年度中能登町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億4,900万円とするもので、前年比36億5,500万円、40.2%増とするものであります。

第2表債務負担行為では、統合中学校建設事業に係る債務負担行為限度額が23億9,740万5,000円とし、第3表地方債では、各事業費の地方債限度額を総額で32億3,480万円とするものであります。

平成23年度の主な事業として、継続事業では土木費で道の駅実施設計費、教育費で統

合中学校建設等関連事業費、新規事業として、民生費であおば保育園省エネ改修工事費、農林水産業費で農産物特産品開発支援事業費、商工費で古墳公園芝生広場の拡張工事費、中能登町旧3町の歴史文化を紹介する中能登百物語の発刊費等を計上したほか、衛生費で小児用肺炎球菌とヒブワクチン、中高生の女子を対象とした子宮頸がんワクチン接種費用の全額助成費を計上いたしました。

また、行財政改革の一環として本年6月より鹿島庁舎及び鹿西庁舎の宿日直業務を廃止し、鳥屋庁舎で一本化することとしております。町民の皆様には、何卒ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、職員数に関しましては、平成22年度中の退職者14名に対し、新規採用者8名を予定しており、できる限り正規職員の抑制を図っているところであります。保育園など法律の規定に基づいた配置基準を遵守するためには、不足する職員を嘱託臨時職員として採用することで現在の行政サービスを維持していきたいと考えておりますので、この点につきましても町民の皆様のご理解をいただきたいと思っております。

さらに、町債の一部を繰上償還することにより、持続可能な健全財政を維持し、実質公債比率等の財政指標の改善を図っていくこととしており、今後も引き続き行財政改革を推進していく所存であります。

次に、議案第16号 平成23年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金等の予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,092万2,000円とするものであります。

次に、議案第17号 平成23年度中能登町介護保険特別会計予算につきましては、介護サービス及び支援サービス等諸費や、新たに第5期介護保険事業計画策定等に係る予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ18億5,482万5,000円とするものであります。

次に、議案第18号 平成23年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、一般及び退職者被保険者にかかる保険給付費や後期高齢者支援金並びに共同事業拠出金等の予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,700万円とするものであります。

次に、議案第19号 平成23年度中能登町下水道事業特別会計予算につきましては、社会資本整備総合交付金事業として、鹿西中部浄化センター第2系列水処理施設改築工事及び鹿島中部処理区第2汚水幹線管渠布設工事費等を計上し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億4,250万5,000円とし、第2表地方債では、地方債限度額を4億2,650万円とするものであります。

下水道事業予算におきましても、行財政改革の一環として、汚水処理施設基本構想及び長寿命化計画に基づき、平成22年度より順次、施設の改築・更新と統廃合に係る予算を計上しており、各施設の建設から維持管理における費用の縮減を図り、下水道事業特別会計の健全化に努めてまいります。

次に、議案第20号 平成23年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算につきましては、定住対策を一層推進するため、新たな宅地造成調査費を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,089万7,000円とするものであります。

次に、議案第21号 平成23年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算につきましては、放送サービスの運営費や告知端末サービスの管理費、また、新規加入者などへの光ケーブル引き込み工事費等を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,289万4,000円とするものであります。

次に、議案第22号 平成23年度中能登町水道事業会計予算につきましては、収益

的収入 3 億 463 万 3,000 円、収益的支出を 3 億 2,234 万 5,000 円とし、また資本的収入を 6 億 2,710 万円、資本的支出を 8 億 8,595 万 7,000 円とするものであります。

主な事業として、水圧適正化管路整備事業費や春木浄水場施設改良工事費、越路及び後山地内での配水池築造費を計上しております。

水道事業会計におきましても、中能登町総合計画に基づいた上水道統合整備事業を推進し、管路の更新と上水道施設の統廃合に係る予算を計上しており、将来にわたる経費縮減を図り水道事業会計の健全化に努めてまいります。

以上が、提案いたしました予算の主な内容であります。執行にあたっては効率的な予算執行に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、議案第 23 号から議案第 28 号までの指定管理者の指定についてであります。

まず、議案第 23 号 指定管理者の指定につきましては、新たに姫塚いきいき公園の管理について、春木区を指定管理者として指定するもので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求められます。

次に、議案第 24 号から議案第 28 号につきましては、平成 23 年度 3 月 31 日で指定期間が満了となるため、引き続き指定管理者として議会の議決を求められます。

議案第 24 号 在宅複合施設「ほのぼの」の指定管理者として、社会医療法人財団董仙会を、議案第 25 号 デイサービスセンター「いこい」の指定管理者として、社会医療法人財団董仙会を、議案第 26 号 デイサービスセンター「ひまわり」の指定管理者として、社会福祉法人中能登町社会福祉協議会を、議案第 27 号 高齢者グループホーム「しあわせの里」の指定管理者として、有限会社しあわせの里を、議案第 28 号 老人福祉センター

「ゆうゆう」の指定管理者として、社会福祉法人中能登町社会福祉協議会を指定するものであります。

最後に、同意第 1 号 中能登町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。

平成 23 年 4 月 27 日をもって現職 3 名の方々の任期が満了となりますが、資産評価に関して広く識見を有する方々であり、引き続き選任いたしたく、同意を求められます。

以上、本日提出をいたしました議案等の概要についてご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なる審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明を終わります。

ちょっと訂正をさせていただきます。18 ページ、議案第 18 号の平成 23 年度中能登町国民健康保険特別会計予算につきましてはというところを、補正が入っているということですので、補正を削らせていただきます。

○議長（坂井幸雄議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案質疑の準備のため、10 時 50 分まで休憩いたします。

午前 10 時 40 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

◎議案質疑

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 4 議案質疑

これより、報告第 1 号及び議案第 5 号から議案第 14 号まで、並びに議案第 23 号から議案第 28 号までの報告 1 件、議案 16 件について、一括して議案の質疑を行います。

それでは、これより質疑を行います。

最初に、報告第 1 号 専決処分の承認を求

めることについて（平成22年度中能登町一般会計補正予算）について、質疑を行います。

議案書は、6ページとなります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第5号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

議案書、7ページから8ページとなります。

質疑の方は、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

続いて、議案第6号 中能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

議案書は、9ページから10ページとなります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第7号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

議案書は、11ページから12ページとなります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第8号 中能登町ウェルカム定住条例の全部を改正する条例について、質疑を行います。

議案書は、13ページから15ページとなります。

質疑の方は、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

す。

次に、議案第9号 平成22年度中能登町一般会計補正予算について、質疑を行います。

まずは、歳入全般についての質疑を行います。

議案書は、24ページから28ページとなります。

質疑の方は、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

続いて、同じく議案第9号 平成22年度中能登町一般会計補正予算の歳出について、質疑を行います。

ここでは、第1款議会費から第2款総務費についての質疑を行います。

議案書は、29ページから35ページとなります。

質疑の方は、ございませんか。

5番 宮下議員

〔5番（宮下為幸議員）登壇〕

○5番（宮下為幸議員） 第2款総務費、32ページ。補助金で細目が企画総務費です。補助金、能登有料道路通行料金軽減対策費、これは無料化に伴いになったと思いましたが、何人利用したのか説明願います。それと、無料化になるための申請はどういうふうにするのか説明を願いたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

〔広瀬康雄企画課長登壇〕

○広瀬康雄企画課長 宮下議員のご質問にお答えいたします。

能登有料道路の通行料の軽減対策費の補助金4万3,000円の増であります。これにつきましては上棚から金沢方面ですね、行く分が従来だと100円かかっていたと思うんです。その分が見直しによりまして100円が減額になったということでもあります。奥能登方面へ行く分には変わりありません。それで今、何人増えたかということですが、ちよっ

と手持ちの詳しい資料がございませんので、また後ほどお答えしたいと思います。ということで、これはチケット販売をしております、そういう補助金の申請は、これは県、地元市町村、振興会、いろいろな団体で補助をしております。それらの町が負担する分ということで、今回補助金を出すことになっております。それで、従来ですと560円かかっていたのが今460円ということです。上棚から乗った場合のみであります。そういうことで中能登町が新たに対象となったということで、今回それらを利用しての方が買われたということで、今回の補助金の増になったということでございます。その利用人数の増につきましては、少しお時間をください。よろしくお願ひします。

○議長（坂井幸雄議員） ほかに、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

続いて、同じく議案第9号 平成22年度中能登町一般会計補正予算の歳出について、第3款民生費から第4款衛生費についての質疑を行います。

議案書は、35ページから41ページとなります。

質疑の方は、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

続いて、同じく議案第9号 平成22年度中能登町一般会計補正予算の歳出について、第6款農林水産業費から第8款土木費についての質疑を行います。

議案書は、42ページから46ページとなります。

質疑の方は、ございませんか。

何かありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

続いて、同じく議案第9号 平成22年度中能登町一般会計補正予算の歳出について、第9款消防費から第11款災害復旧費についての質疑を行います。

議案書は、46ページから53ページとなります。

質疑の方は、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第10号 平成22年度中能登町介護保険特別会計補正予算における、歳入歳出全般についての質疑を行います。

議案書、59ページから61ページとなります。

質疑の方は、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第11号 平成22年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算における、歳入歳出全般についての質疑を行います。

議案書は、67ページから69ページとなります。

質疑の方は、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第12号 平成22年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算における、歳入歳出全般についての質疑を行います。

議案書は、73ページとなります。

質疑の方は、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第13号 平成22年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算にお

ける、歳入歳出全般について、質疑を行います。

議案書は、78 ページから 79 ページとなります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第 14 号 平成 22 年度中能登町水道事業会計補正予算における、収入、支出全般についての質疑を行います。

議案書は、80 ページから 82 ページとなります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

続いて、議案第 23 号 指定管理者の指定についての質疑を行います。

議案書は、83 ページとなります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第 24 号 指定管理者の指定について、質疑を行います。

議案書は、84 ページとなります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第 25 号 指定管理者の指定について、質疑を行います。

議案書は、85 ページとなります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第 26 号 指定管理者の指定について、質疑を行います。

議案書は、86 ページとなります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

す。

次に、議案第 27 号 指定管理者の指定について、質疑を行います。

議案書は、87 ページとなります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第 28 号 指定管理者の指定についての質疑を行います。

議案書は、88 ページとなります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託を配付しますので、暫時休憩をいたします。

午前 11 時 06 分 休憩

午前 11 時 07 分 再開

◎議案等の委員会付託

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5 常任委員会付託

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております報告第 1 号及び議案第 5 号から議案第 14 号並びに議案第 23 号から議案第 28 号まで、請願第 1 号から請願第 3 号まで及び平成 22 年請願第 13 号、以上、報告 1 件、議案 16 件、請願 4 件につきましては、会議規則第 39 条の規定により、お手元に配付しております、議案及び請願等付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案および請願等付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定いたしま

した。

◎特別委員会設置及び委員の選任、委員会付託

○議長（坂井幸雄議員） 日程第6 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任、委員会付託

これより、予算審査特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第15号 平成23年度中能登町一般会計予算

議案第16号 平成23年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第17号 平成23年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第18号 平成23年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第19号 平成23年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第20号 平成23年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第21号 平成23年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第22号 平成23年度中能登町水道事業会計予算

以上、議案8件については、13人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第22号までの議案8件については、13人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただ今、設置されました予算審査特別委員

会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

1番 山本 孝司議員

2番 笹川 広美議員

3番 南 昭榮議員

4番 諏訪 良一議員

5番 宮下 為幸議員

6番 亀野富二夫議員

7番 甲部 昭夫議員

8番 古玉 栄治議員

9番 上見 健一議員

10番 若狭 明彦議員

11番 岩井 礼二議員

13番 田中 治夫議員

14番 作間 七郎議員

以上、13名を委員として指名いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました13人を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、予算審査特別委員会付託表を配付しますので、暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算審査特別委員会の審査の議案は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしました付託表のとおりであります。

◎予算審査特別委員会委員長及び副委員長選任

○議長（坂井幸雄議員） 日程第7 予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任

特別委員会の委員長、副委員長の選任を議

題といたします。

特別委員会委員には、次の休憩中に委員長、副委員長の互選を行い、その結果を議長に報告願います。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前 11 時 14 分 休憩

午前 11 時 31 分 再開

○議長(坂井幸雄議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの答弁の中で、答弁漏れがありましたので発言を許します。

広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 先ほど、宮下議員の能登有料道路の割引券の補助金のところで、数量的な答弁ができませんでしたので、調べましたので、答弁をいたします。

能登有料の補助金につきましては、通行券の綴りを販売しております。それに基づいて石川県公社、それと地元の町でそれぞれ補助金を出す仕組みになっております。

それで今回、これは奥能登方面、穴水方面へ向かうものが対象になるんですが、それらの利用者が増えたということで、現在見込んでおるのは普通車で、これは枚数になります。1枚あたりになりますので638枚、現時点で増加しております。それと軽自動車につきましては93枚の増加。これは2月末です。ですのでまだまだあるということで、今回合わせて4万3,000円分の補助金を増額補正ということで見込みで計上したものでございます。

○議長(坂井幸雄議員) ただ今、予算審査特別委員会における正副委員長の互選について報告がありました。

委員長に、13番 田中治夫議員

副委員長に、10番 若狭明彦議員

以上のとおりであります。

◎休会の決定

○議長(坂井幸雄議員) 日程第8 休会の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会、予算審査特別委員会審査等のため、3月4日から13日までの10日間、休会といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(坂井幸雄議員) 異議なしと認めます。

よって、3月4日から13日までの10日間、休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長(坂井幸雄議員) 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

午前 11 時 35 分 散会

平成23年3月14日（月曜日）

○出席議員（14名）

1番	山本孝司	議員	8番	古玉栄治	議員
2番	笹川広美	議員	9番	上見健一	議員
3番	南昭榮	議員	10番	若狭明彦	議員
4番	諏訪良一	議員	11番	岩井礼二	議員
5番	宮下為幸	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	亀野富二夫	議員	13番	田中治夫	議員
7番	甲部昭夫	議員	14番	作間七郎	議員

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	吉田外喜夫
副町長	小山茂則	農林課長	大村義一
教育長	池島憲雄	上下水道課長	大森一義
参事兼総務課長	永源勝	保健環境課長	西浦順
参事兼土木建設課長	表辰祐	会計課長	松栄哲夫
参事兼住民福祉課長	坂井信男	教育文化課長	堀内浩一
企画課長	広瀬康雄	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	澤伸一	教育委員会教育長	濱田繁

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 土 屋 哲 雄

〃 島 元 奈 緒 美

○議事日程(第2号)

平成23年3月14日 午前10時開議

日程第1 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

◎開 議

○議長（坂井幸雄議員） ここで、本日の会議に入ります前に、3月11日、東北関東地方を中心にマグニチュード9.0という世界最大級の地震が発生し、大津波による大変な被害を受けられた方々にはお見舞いを申し上げます。

また、亡くなられた方、不明の方は数万人にも上るとの報道がなされております。

ここで、中能登町議会として、哀悼の意を表し黙祷を捧げたいと思います。

（黙祷）

終わります。

ただ今の出席議員数は、14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（坂井幸雄議員） 日程第1 一般質問

これより、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問についての各議員の持ち時間は、1時間ありますので、守っていただくようお願いいたします。

また、執行部におかれましては、的確な答弁を求めておきます。

それでは、通告順に質問を許します。

13番 田中治夫議員

〔13番（田中治夫議員）登壇〕

○13番（田中治夫議員） 本題に入る前に、東日本での大震災、犠牲者も大変多く出ているわけでありまして。心からご冥福をお祈りを申し上げます。そしてまた、連絡を取れない不明の方々、その方の方がまだ多いという報道であります。一刻も早く無事で救出される

ことを念ずるものであります。また、被害を受けられたその地域の大変多くの方々にも改めてお見舞いを申し上げるものであります。

幸いにして、私どものこのふるさと中能登町、大きな災害という経験をしておりません。有り難いことだと思っております。がしかし、災害はいつ起こるか分からない。そういう思いでこの機を大切にしながらお一層、安全で住み良い中能登町にお互いに共有認識という形でしっかりとした素晴らしい中能登町づくり、ふるさとづくりに励みたい。そういうことを思うわけでありまして。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

今3月定例会におきまして、統合小学校基本設計費が予算計上され、中学校統合に続いて鹿島地区の小学校を統合する方針ですが、どのような理念、根拠、考え方なのか答弁を願います。

次に、7点について申し上げます。

1つは、基本設計までの経緯、また今後のスケジュール及び新校舎の建設か、旧校舎の改築か。また新校舎となった場合の建設場所はどこなのか。

3点目、平成18年の中能登町学校統合検討委員会での答申で、参考意見としてありました鹿島地区の小学校を2校とする案がありました。そのことを検討されたのか、されなかったのか。

4点目、平成18年の答申当時の鹿島地区での4校の児童数と現在の児童数、また、出生届からの推測で将来の児童数はどのように推移していくのか。

次に、児童数が減っていない学校を廃校とする根拠が理解できないわけでありまして。

6つ目、対象となる御祖小学校、滝尾小学校、越路小学校の校下の住民への理解をしていただく。あるいはまた保護者、関係者への説明等の手法、及び時期はいつごろ予定しておるのか。

7つ目、昔は10年一昔と言われたときもありました。最近、世界はもちろん国内も5年一昔ぐらいに言われるように変化が激しくなってきました。従って18年当時の統合ありきの答申内容に基づいたかたくなな発想はいかがなものか。

最後になりますが、越路小学校を存続させるといふ私の思いは、この場でも再三申し上げてきました。この越路小学校の存在についての私の考え方を4点にわたって述べさせていただきます。

経済効果ばかりを追求する町立小学校の運営のあり方に疑問があるわけであります。現在、中能登町も含めて世の中の小学校運営は統合であります。少子化、市町村合併の影響、地方自治体の財政悪化により経済効率性を追求する学校運営がなされております。

つまり、学校の数少なくした方が経費が安上がりです。町という行政が勝手につくった単位ではなく、地域社会として過去からある生活単位、今回の場合は越路地区であります。そういう意味では、特にその校下には小学校が必要なのであります。

2つ目、越路小学校は創立140年になります。明治時代の越路地区の大先輩たちの教育に対する熱い思いで設立されました。当時は学校設立のために、地域の篤志家が寄付を募って土地をも提供したわけであります。そういう歴史と伝統のある小学校を簡単に統合してよいのでしょうか。なお、また、越路小学校の運動会、6月5日に決められております。決めております。それは創立記念日という6月5日になるわけであります。多くの学校は土曜日とか、そういう時に運動会がなされておるわけであります。

3つ目、地域社会の結束にも学校というものは必要であります。地域の住民が学校と児童を常に見守り、育てていくと同時に、学校を通じて地域住民の繋がりが強くなる。連帯感であります。友情であります。これは、学

校運営と地域社会を活性化する好循環の仕組みであります。

次に、地域住民に見守られて子供は育っていくわけであります。遠くの学校へ行くのに通学バスに乗らずに歩いて通う。「おはようございます」子供たちがすれ違う人に声を掛けます。大人も声を掛けます。車道に出て歩いている子供に「危ないよ」と声を掛ける。そういうお年寄り。地域に根付いた学校というのは、子供たちの育成に良い影響を与えるわけであります。

最後の1つですが、町外からの中能登町に定住していただく。そういう流入支援策として小学校教育を前面に押し立てるわけであります。近くに学校があるというのは町外から移り住む方にとっては非常に大切なことでもあります。他の町が小学校の統廃合をしているのであれば、中能登町は小学校をあえて残して教育に力を入れる町、そういうことで積極的にアピールをし、町の施策として定住人口を増やす。そういうことを施策としてもり立てることでもあります。以上申し上げて、濱田教育委員長、そして杉本町長にご答弁を願います。

○議長（坂井幸雄議員） 濱田教育委員長

〔濱田 繁教育委員長登壇〕

○濱田 繁教育委員長 田中議員さんのご質問にお答えをいたします。

最初に理念、統合に対する理念及び考え方についてというお話でございました。急激な少子高齢化の進む中、健全で創造性豊かな人材を育成するため新しい時代に対応した教育環境の整備が必要であると考えております。

豊かな人間性というのは、多様な人間関係の中から生まれるものであり、これからの厳しい時代を強くたくましく生きるために、お互いが切磋琢磨することで知性、文化力、体力などの向上が図られるものと思っております。

以上、基本理念といえるかどうか分かりま

せんが、これが私の信条であります。

次に、小学校の統合についてのご質問にお答えいたします。

答申では、小学校については「統合中学校開校後、鹿島中学校校舎及び体育館を小学校化への改造工事を行い使用すること」とされていますので、統合中学校開校を2年後に控え、統合中学校建設の大方のめどがついてきたと判断し、統合小学校の基本設計業務費が計上された次第です。

今後は、議会の皆様に説明をさせていただき、その後5月中に保護者の方々、地域の方々への説明を行っていきたいと考えています。基本設計の実施については、関係者のご理解を得た後に行っていく考えであります。

校舎の利用については、答申では「鹿島中学校校舎及び体育館を小学校化への改造工事を行い使用すること」とされていますので、鹿島中学校校舎を小学校用に改造工事をして、合併特例債の期限とされる平成27年3月までに完成させたいと考えています。ただ、鹿島中学校校舎は、築後47年余りを経て老朽化が進んでいますので、耐震工事を含めて改造して使用するか、新たに建て替えるかについて、関係者の皆様方と協議をしていく必要があると考えています。

また、建設場所については、答申のとおり鹿島中学校の敷地内ということでございます。

なお、体育館については、既に耐震工事を終えていますので、これを使用していきたいと考えております。

次に、2校案についてのご質問にお答えいたします。

2校案については、これまで具体的には検討はしておりません。

次に、児童数についてのご質問にお答えいたします。

平成18年度は、越路小学校が207人、滝尾小学校が136人、久江小学校が17人、

御祖小学校が79人で合計439人となっています。平成22年度は、越路小学校が248人、滝尾小学校が136人、御祖小学校が70人で合計454人となっています。合計では15人の増となっています。

続いて、出生児数からの今後の推移見込み数ですが、平成23年度は、越路小学校が262人、滝尾小学校が130人、御祖小学校が65人で、合計457人となっています。

6年後の平成28年度は、越路小学校が266人、滝尾小学校が127人、御祖小学校が64人で合計457人となって、平成23年度と同数の見込みであります。

今後の6年間の見込みでは、越路小学校では児童数が少し増え、鹿島地区3小学校の合計では変化がないと予測できますが、現在の少子化の大きな流れからすれば、今後50年、100年と続くであろう小学校の長い歴史の中で考えた場合、小学校の統合は必要であると考えています。

今後は、議会の皆様のご理解を得て、できれば5月中に保護者の方々や地域の方々に説明を行いたいと考えております。

確かに現在は、長い先を見通すことがしにくい状況にありますが、少子化の大きな流れは食い止めることは大変難しいと考えています。特に若い世帯が多い二宮あおぼ台を抱える越路小学校は、児童数からすれば今後数年間はピークの時を迎えますが、その後は減少に転ずると考えます。長期的な観点からすれば、今後の町財政のことを考え合わせますと、答申の内容は尊重していかなければならないと考えております。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 まず私の方からも東日本大震災で被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々には心から哀悼の意を表したいと思いますし、また、みんなで一日も早い復興を願っ

ておりますし頑張ったい、そんな思いでおります。

それでは田中議員の質問にお答えをいたします。

ただ今、田中議員の越路小学校の存続についての熱い思いをお聞かせをいただきました。私の思いを述べさせていただきたいと思っております。

まず、町や世の中の流れが経済効果、経済効率ばかりを追求しているのではないかとお考えでありますけれども、私は学校施設は敷地や建設など規模が大変大きくて、建設費も大変大きくなります。そういう中でそう簡単に建て替えができるものではないとそう思っておりますし、そういう中で適当な時期といたらおかしいですけれども、一番いい時期に長い年月を見通して安全で快適な施設を造らなければならないとそう思っております。

また、これまでの長い歴史の中で、地域社会の単位の一つとして小学校があり、その地域単位の中で子供たちが見守られて育ててきたことはその通りであると思っております。しかしながら、少子化、そして国や地方自治体の財政悪化による大きなうねりの中では、長期間を見通した安全な施設環境の整備と子供たちが切磋琢磨しながら育てゆく環境も大変必要であるとそう思っております。そういう中で、できれば答申とおりの学校で進めてまいりたいと、そう思っておりますのでご理解をよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 田中議員

○13番（田中治夫議員） 2点ばかり再質問という形になるわけなんです、明確にお答えをしていただきたいと思います。

この基本設計の計上の仕方ですね。基本設計、統合しようという答申に基づいて鹿島の3つの小学校が統合しようという、そういう考え方。ちょっと私はそれは、教育民生常任委員会に3月の初めに説明されたというの

か、報告されたということ聞いております。もう少し慎重に議会に対して、全員の参加のもとでの議会にそういう「基本設計を構想するよ」と。「3つの小学校でいくよ」と。そういう手法ですね、丁寧な。私は乱暴だなと思うんですよ。これを一つ明確にさせていただきたい。そして、スケジュール的にそれぞれの校下の住民の方にも理解を求めたいと教育委員長は申し上げられました。もし、万が一、その地区、関係する地区に理解を求められなかったら、結局説得できなかったらどうされるのかなど。そういうこともちょっと懸念するわけなんでね。

3つ目ね、50年先、100年先、教育委員長は大変、教育界のボスですからね、重鎮ですから。合併する前からの当時濱田先生、教育長、そして今は教育委員長。濱田先生しか残っていないんですよ。今、旧の町長も誰もいないし、教育委員も誰もいらっしやらないし。50年先、100年先、夢物語のようなそういう考え方であれば、私の思案ですよ。そんなだったら小学校残るんですから50年後、100年後も残るんですから1校にすればいい。中能登町小学校1校にすればいい。そういう順序、合併特例債とかそんなあるんやったら、今から準備しとけばいい。その辺を私はあくまでも越路小学校を存続する。児童数も減らない。日本全国に沢山あるんですよ。山の学校、30人、40人でも小学校を残す。そういう考え方。大きな工場が3つ、4つあってそれを1つにすれば安上がりやわいね、コストは。学校教育とそういう工場の統合と工場を集約する。全く基本的に教育の効果、教育効果を考えると私は少数でも複複式になったらまずいですよ。極端なことを言いますと複式でもいいんじゃないかなど、そういう私の考え方ですから。答えてください。

○議長（坂井幸雄議員） 濱田教育委員長
○濱田 繁教育委員長 ただ今の再質問についてお答えいたします。

田中議員さん、最初の提案の仕方のところは私は分かりませんが、説明会で、今地域の方へ行って説明会をいたします。その説明会で納得が得られない場合はどうかというお尋ねでしたけれども、私どもは答申に沿ってお話し合いをしたいと思っておりますので、是非ご理解をいただくように力を注いでまいりたいというふうに思っております。

それから50年後、100年後、ほんなら1つにすればどうかというお話でした。私ども中能登町統合検討委員会に話し合いした時には、いくつかの案が出てまいりました。答申の中にも書いてあるんですけれども、いくつも案が出てきたんですけれども、この町が合併する以前の教育特別委員会の時から鹿島地区の小学校はいずれは1校にまとめるという答申が出てまいりまして、それを尊重して統合委員会でも1校にということでございますので、何とか鹿島地区1校、鹿西地区1校、鳥屋地区1校という形で進めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長
〔堀内浩一教育文化課長登壇〕

○堀内浩一教育文化課長 再質問の基本設計の実施のことにつきまして答弁をさせていただきます。

基本設計につきましては、地元の説明が第一優先順位かと思えます。その上での基本設計というものをきちんとしていかないと、それはいいものに仕上がらないと思っておりますので、そういうことを尊重した上での対応をしてまいりたいというふうに思います。

また、予算計上のことですが、これにつきましても議員の皆さんに改めて説明をさせていただいて進めさせていただきたいと思えます。そこら辺の点で少し乱暴な点があったかというご指摘でございますが、そのことにつきましてもお詫びし、今後きちっと対応していきたいと思っておりますのでご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 田中議員

○13番（田中治夫議員） 最後になりますが、東日本の地震を教訓にして、幸いに中能登町には海に面しておりません。今、新しい中能登中学校が建設されようとしております。災害というものは、いつ起こるか分かりません。どうぞ、しっかりとした建物で立派な校舎で立派な生徒を育てていただきたい。その建物の中で、そして、災害というものに耐えうる校舎を建てていただくように念じて私の質問を終わります。

○議長（坂井幸雄議員） 4番 諏訪良一議員

〔4番（諏訪良一議員）登壇〕

○4番（諏訪良一議員） 最初に、この度の地震で被災された皆様へ謹んでお見舞いを申し上げます。

2件について質問をしたいと思います。

1件目は、世界農業遺産登録申請について。昭和45年からスタートした米の生産調整、いわゆる減反政策ですが、あたかもバブル経済期とマッチした上に、年々強化される減反面積に伴い、山田や棚田など生産性が低い水田が休耕や耕作放棄地となって健在化し始めたことが引き金となって、今では秋に黄色い花をつけるセイタカアワダチソウという名の雑草がいつのまにか町内一円に蔓延してしまいました。この雑草は地域の生産意欲を表すバロメーターではなかろうかとも私は考えているところであります。加えて、農業人口の減少や高齢化及び生産の糧が農業から他産業へ移行するにつれて、里山を手入れする人手の確保が年々困難となったことも元の風景が加速的に失われてきつつある要因とも考えます。

また、これらのことから自然環境の大きな変化が生態系にも影響を及ぼしたり、伝統ある農村文化までもが失われようとしているのが現状ではないかと考えます。

このような環境の中で羽咋市以北の4市4

町が一体となって昨年の12月、国連食糧農業機関、FAOが認定する世界農業遺産に能登の里山里海を国内第1号を目指して登録するよう申請されたことを知り感動するとともに、また、その責務の重大さに痛感したところであります。

世界農業遺産とは、農業関係の世界的に重要な地域資源を未来に継承していくことを狙いに創設されたものであるとのこと。このようなことから、1つは里山の復帰と景観の保存について。

2つ目には、当町において農業遺産として国内外に誇れる点、セーリングポイントはどこにあるのか。

3つ目には、農業遺産として次の世代へ何を継承していくのか。これらについてお考えを伺います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の質問にお答えをいたします。

議員の言われている世界農業遺産登録申請とは、世界重要農業資産システム、通称GIAHS（ジアス）と言われているものであります。ジアスは国際連合食糧農業機関、通称FAO（ファオ）が提唱する、農業・農村に関連して後世に残したい資産、具体的には農産物・伝統農法・農業用施設・利用方法・生物・景観・伝統文化、工芸などを登録するシステムであります。農業版の世界遺産と言われております。ジアスの目的は、これら遺産の保全・管理、活用を図っていかうとするものであります。

今回、能登地区の羽咋市、七尾市、輪島市、珠洲市、中能登町、志賀町、穴水町、能登町の首長で組織する「能登地域ジアス推進協議会」の名前で、昨年の12月16日にファオに対して認定申請書を提出いたしております。

認定されれば、能登地域の知名度の向上と地域の活性化が図られるものと期待をされて

おります。

認定の時期については、今年の6月から9月の間でないと言われております。

ジアスの認定地域は、世界で9カ国、8地域しかなく、もし認定されれば同時期に認定を申請いたしました新潟県佐渡市とともに、国内で初めてのケースになります。

登録にあたっては、遺産の保全・管理等を行うアクションプログラムを今月中に作成することになっており、現在作業を進めております。

議員の言われる、里山の復帰や景観についても、この中で位置づけていきたいと考えておりますが、この登録を契機として町民の皆さんにふるさとに愛着を持っていただくとともに、世界農業遺産の名に恥じないよう里山の保存等に取り組んでいきたいと考えております。

次に、セーリングポイントについては、今回の申請が能登地域を対象としているため、能登地域全体の内容になりますが、能登における米づくりの起源は2,100年前に遡ることができ、この長い歴史の中で、農林水産業と一体となって数々の伝統・文化が育まれていること。他に類を見ない地形条件から里山里海が一体となり、希少な生態系が保存されていること。伝統的な野菜・豆類、果樹などの栽培や畜産が展開されていること。更に、持続的な農林水産業の振興、生物多様性の保全に向けて取り組みが進められているところであります。

次に、本町において農業遺産として次世代へ継承するものについてであります。主なものとしては、農産物としてコシヒカリ、能登野菜、白ねぎ、金糸瓜、小菊かぼちゃ、ころ柿。そして伝統農法としてはざがけ。農業用施設としてため池、隧道。利用方法として体験農園。生物として生き物調査、希少な生物。景観として古墳公園、原山大池。伝統文化としてばっこ祭り、開山祭、鎌打神事、三

番叟、滝開き。そして伝統工芸として能登上布、能登ちょうちんなどが該当するのではないかと考えております。

何分、初めてのことであり、まだはっきりしない点もありますが、ジアスに登録されることによって、国内外から能登地域を訪れる観光客が増え、能登地域で採れた農産物がブランド化されることにより、能登地域全体の活性化が図られ、ひいては中能登町の活性化に繋がっていくものと考えております。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 私がこの世界農業遺産に登録ということを知ったときに連想したのは、最近ではあまり歌われてはいないようですが、うちらが小学校の頃によく聴いた童謡の中で「ふるさと」という歌があります。この歌詞を連想しました。やはり、世界農業遺産に恥じないということになると、最低でも今から40年くらい前の風景をつくらなければかえって知名度アップが逆になるのではないかとということを危惧するものであります。そういうことから、秋に黄色い花が見られないような町内の大掃除をすることも重要ではなからうかと思うんですが、セイタカアワダチソウの花を満開にして世界農業遺産はあり得ないと思いますが、このあたりをどのようにお考えでしょうか。

○議長（坂井幸雄議員） 大村農林課長

〔大村義一農林課長登壇〕

○大村義一農林課長 諏訪議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ただ今、セイタカアワダチソウについてのご質問でありますけれども、議員ご指摘のとおりこれにつきましては、非常に景観を損なうものというふうに思っております。

そこで、生産組合長また区長さん等を通じまして、今町内に発生いたしておりますセイタカアワダチソウにつきましては対処をしていきたいというふうに思っておりますので、

ご理解のほどお願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 今ほどの決意をしっかりと農家の方々にまで周知徹底されるよう取組んでいただきたいと思います。

これを機に、世界農業遺産の名にふさわしいまちづくりに取組むということも大変重要なことではないかと思いますが、町長のご意見をお聞かせください。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 私もこの世界遺産登録を初めて聞いたときに、素晴らしいなど。これを契機としてこの能登の良さ、中能登の良さを世界に広げたいなど、それが一番先に思ったことであります。そういう中で今言われたように、大変地域におきましてはセイタカアワダチソウや雑草の生えている所も大変多ございます。根本的になくすためにもこれからもほ場整備や、あるいはまた農地もきれいにしていかなければならない。これは町民全体で守っていかなければならない、そう思っております。そういう中で今言われた区長さんや、あるいは生産組合長さん、またそれぞれ今、江堀ということもずっと伝統的に続いておりますので、それらに続きましてきれいなまちづくりにみんなで頑張ってもらいたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 今年の秋にはこの花が見られないようにしていきたい、していただきたい。こんなように思いまして次の質問に入りたいと思います。

2件目は、旧観坊屋根、旧観坊というのは石動山にある古い建物ですが、修復と維持管理についてお尋ねします。

石動山集落についての資料によりますと、茅葺き屋根には前後、前というのは玄関側ですが、前後左右の4面からなっております。そして、5年に1回の割で1面ずつ葺き替え

ていかねばならないと表記されております。

旧観坊は、昭和 50 年に県の有形文化財に指定されておりますことをご承知のとおりだろうと思います。参考までに指定された昭和 50 年から以降、屋根の修復記録がどのように辿ってきているかということをご参考までに申し上げたいと思います。

昭和 50 年と 51 年、文化財指定を機に大幅な屋根の改修が行われています。昭和 56 年、雪害による前面の方の屋根の葺き替えが行われております。そして平成 3 年、台風 19 号による屋根の葺き替えが行われております。平成 10 年、前側の屋根の葺き替え及び北、南屋根の一部茅の差し替えです。平成 16 年、前面、北面屋根茅の一部葺き替え。平成 19 年、雪害による北面の屋根の茅葺き替え。そしてこの冬、新聞にも大きく出ましたし、写真も持っておりますが、大変大きな屋根の傷みが見られたわけです。

茅葺き屋根といえますのは、葺き替えた直後の新しい時には、雪が滑り落ちる。あるいは雨水をはじくことがあるんですが、その作用が年数が経つにしたがってだんだん薄れる。と同時に一転して逆に雨水を吸収したり、また、雪が茅と凍りつくということから、その重みに耐えられず屋根もろとも崩れ落ちたというのが今度の被害の発生のメカニズムだろうと思いますし、そのように石動山の方々も表現されておいでます。

石動山では、文化財に指定されてから 10 年間、集落の方々が当番制で 12 月から 3 月はじめまで毎日囲炉裏に火を焚いたり、集落総出で大屋根の雪下ろしをしたとの記録がございます。

毎年 2 メートル前後の積雪に見舞われる石動山集落においては、この冬の降雪量は平年に比べて幾分か多かったようではございますけれども、その上に屋根が古かったことに加えて、冬場に囲炉裏に火を入れていない、焚いていないことなどが重なったことが被害が大きくなった

要因ではないかとも言われております。そういうことから、天災プラスの人災ではないかというようなことも言われております。

この石動山の旧観坊の屋根の傷み具合が大きく、報道されてすぐ後に富山県の南砺市の猪谷という地域でも、猪谷というのはですね、合掌造りが散在する地域の一郭にあるわけですが、ここでも市が管理している旧観坊と同じような時期に建った、よく似た建物がやはり同じような傷みが新聞に大きく報道されております。

そういうことから、今後の修復について、それから計画的な葺き替えについて、ということは屋根が大きく傷んでから葺き替えるということになりますと、相当大きな経費がかかると思うんです。石動山に茅葺き屋根があった頃には、茅の確保は各自で行う。そして葺き替えは集落総出の結の作業、共同作業。これはよく合掌造りの集落でもテレビあたりで観ることができまして、このように屋根を管理されております。そういうことからやはり、この一番最初に申し上げましたように、5 年に 1 回ぐらいは葺き替えていかねばならないという石動山集落にまつわる生活の知恵が表記されているように、計画的に葺き替えるということも必要でなかろうかと。

3 つ目には、適正な維持管理について。適正な維持管理を行っていくには、やはり茅葺き屋根を知り尽くすることが重要ではなかろうかと思うんです。どうしても茅葺きの家で生活していない者が遠く離れたところから心配しているだけでは適正な維持管理はできないのではなかろうかと、こんなように思います。これらについて伺いたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 まず、修復についてのご質問にお答えをいたします。

旧観坊の屋根の崩落は 2 月 5 日に発生しました。誠に残念ですし申し訳なく思っております。

ます。県指定文化財ということで、すぐに県文化財課へ毀損^{きそん}届けを提出するとともに、応急処置として屋根にビニールシートを掛けまして雨水の侵入防止と雪が積もらないように処置をいたしました。豪雪による災害という扱いで報告するとともに、当該施設は町の建物共済保険に加入しておりますので、保険が適用されるよう現在協議を進めているところであります。

災害という観点で保険で適用されますと、県の補助金は望めず、修復についてはこの保険金を財源として行っていかねばならないと考えております。

次に、計画的な葺き替えについてのご質問にお答えをいたします。茅葺き屋根の寿命については先ほどもお話がありましたけれども、一概に何年と言えませんが、平地の方では20年～30年ぐらいの間隔で葺き替えが行われているようです。石動山につきましては、豪雪地であることと通常人が住んでいないために、寿命はもっと短いものと思われま

す。このことから、昭和51年の解体修理以来34年間に5回にわたり部分的に葺き替えを行ってまいりました。今回崩落しました西面の屋根につきましては、平成3年に葺き替えを行い、その後平成19年には差し茅を行っております。屋根の傷み具合は屋根の方角によって異なりますので、このことを考慮して、計画的に葺き替えや差し茅を行うなどいたしまして、町唯一の茅葺き屋根建物を保存していきたいというように思っています。

しかし、葺き替えには大変な経費がかかりますので、財源的な問題が出てきます。財源として県補助金を得るために、県と十分な協議が必要であると考えております。

それから、維持管理上の大きな問題点ですが、豪雪地であるために雪による被害が最も大きいものと考えております。茅葺きであるためいったん雪が積もりま

す。屋根にもかかわらず屋根に凍り付いて、全く落ちなくなってしまう。また、人が住んでおりませんので、いったん大雪になると現地まで行くことができず、屋根雪の除雪の対応ができないということがあります。このため今後は、屋根に雪が積もらないような方策などいろいろと調べまして必要なこと、効果があがることを行っていききたいというように思っているところです。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 私も先月の22日に現地を見てきました。ビニールは掛かっておりましたけれども、その時の積雪の量からして、あれ以上上手なシートの掛け方はできないなどは思いましたけれども、やはり天気の良い時にシートを掛けるのとは違って、大変条件の悪い時にシートを掛けるということになってくると大変な作業だと思います。

そういうことから、今ほど保険でと言われたんですが、そんなに保険も高くは入れないのではないかと思います。といいますのは、やはり平生火を入れている建物とは違って神社仏閣といったところは評価額は大変大きいんですが、そんな高い保険は入れないと思います。そういうことからみましても保険金に頼らずに、やはり先手をうつことが大事ではなかろうかと。そこで何年に1度か分かりませんが、茅を順次確保していく必要があるのではないかと。石動山の方々は茅を毎年少しずつ買って、そして蓄えておいでる。それを5年に1回ずつ片面ずつ葺き替えてきたと、そんな歴史があるんですが、そういうことで一つは茅葺き屋根の勉強と茅の確保、この点をどのようにお考えでしょうか。伺います。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 茅葺き屋根の再質問にお答えいたします。

まず、茅の確保の問題でございます。現在使用している、平成19年に修復に使用した

茅につきましては、五箇山産のススキの茅を利用しております。その時は北面ということで狭い範囲でございましたが、やっぱりそれだけでも確保するのが大変な状況でございました。運よく何とか手に入れることができましたが、日頃からそういう対応というのをやっぱり考えておかないと、万が一の時には対応できない面があるかと思えます。そういう面では今後、ご指摘のことにつきまして検討していかなければならないと思えます。もし、一部でも地元で対応できればという、そういう考えについても必要かと思えます。

それから、茅葺き屋根のことについての勉強ということが必要ではないかということでございます。その通りだと思います。中能登町に唯一残っている茅葺き屋根はこの旧観坊しかありません。かつて町の指定文化財となっておりました鳥屋地区の北野家につきましても、その管理が大変ということで合板の屋根を葺かれて指定から外れたと、そういう経緯もございます。私ども日頃は新しい建材による住宅とか公共施設、瓦屋根も含めて対応しております、日頃のそういう勉強不足も一つの今回の一因かなと思っております。

また、石動山は特殊な環境にあると思えます。そういう特殊な状況にあるということも踏まえた上での勉強が必要かなと思えます。今後ともきちっと対応できるように頑張ってまいりたいと思えますのでよろしく願います。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 私たちが若かった頃には、茅葺き屋根は方々に見られたわけです。そんな時に雪で屋根を落としたというような話は1件もなかったはずですよ。ということは、やはりどこかに適正でない管理の仕方があるということが言われると思うんですね。そういうことから、やはり今度のこの被害を機に、今後このようなことがないようにやはりしていただきたいと。でないと、文化

財というようなものはそんなに容易く維持管理できるものではないとそんなように思います。今後、この建物が年々古くなるにつれて、これまで以上に傷みやすくなるということは誰であろうと考えられるところであるわけです。そういうことからこれまで以上の配慮、配慮には経費もかかります。ある程度の経費をかけないとまた屋外にある文化財は現状のままではもっていけないのではなからうかと、こんなように思いますので、今後ともしっかりと管理をしていただきたいということをお願いしまして、質問を終わりたいと思えます。

○議長（坂井幸雄議員） ここで11時25分まで休憩といたします。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続いて、会議を開きます。

5番 宮下為幸議員

〔5番（宮下為幸議員）登壇〕

○5番（宮下為幸議員） 昨年11月に総務建設常任委員会で東北の仙台の松島町を視察に行ってきました。考えることができないような災害になっております。本当に心が痛むような思いがいたします。松島町の皆さんには心からお見舞いを申し上げたいと思えます。

それでは、通告順に従いまして質問をしたいと思えます。

まずは、職員について。職員の評価はどのようにしているのか。まちづくりをどのように職員は考えているのか。地域事業、行事等に積極的に参画しているのか。政策部門の充実、政策プロの育成は。公務員制度改革を变える意識改革はあるのか。町長の分限はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 宮下議員の職員についてのご質問にお答えをいたします。

まず、職員の評価はどのようにしているのか、というご質問ですが、職員には毎年「勤務評定」を行っております。

これは、職員一人一人が各評価項目について自己評価を行い、それを所管課長、参事、副町長、町長がそれぞれ評価をしていくというものであり、勤務の適正や人事異動の参考にしており、複数の目を通して客観的、総合的に職員の評価を行うものであります。

職員の評価に関する人事管理については、従来の年功序列にとらわれず、個々の能力や実績を的確に把握をして、適材適所に職員を配置するなど、いわゆる能力・実力主義を取り入れた人事評価を導入していきたいと考えております。

これは、年功により役職につくことができるという考えを改め、馴れ合いで仕事をするのではなく、良い意味での緊張感を保ち、職員が互いに切磋琢磨をして、職員全員が能力を高めあっていくことを期待をするものであります。

次に、まちづくりをどのように考えているのか、という質問であります。

本格的な人口減少社会、少子高齢化が進む中、まちづくりはこれからますます重要な課題であります。

従来は、行政側が企画、立案をして、それを町民の皆さんにお願いをし、協力をしてもらい実現していくというのが典型的な進め方でしたが、これからは、多様化しているニーズに応えるために今、何が必要か、何を求められているのかを行政と町民、各種団体とが一緒になって考えていき、その実現に向かって協力・連携していく、いわゆる「協働」していくことが必要であると考えております。

また、職員には今、何が求められているのか常にアンテナを張り、それを実現するための企画立案する能力を身につけていく必要があります、そのためには職員一人一人が日々研鑽を重ね、資質を高めていくことが大事である

と考えております。

次に、地域事業等に積極的に参画をしているのか、という質問であります。職員も各地区の一区民でありますから、地区行事には可能な限り参加をし、地域に交わっていくことが大事なことであり、その中で地域住民との繋がりが職務にも活かされていくものと考えております。

職員には、地域行事には積極的に参画していくよう求めています。

次に、政策部門の充実、政策プロの育成は、という質問であります。地方分権が進む中、職員の資質向上は重要な課題の一つであります。

一つの職を極めることは重要ですが、それにはそれ相当の年数を経験する必要があります。また、組織の硬直化を招かないようにするためには、ある程度の年数で職員の配置を見直す必要があります。

このことを考慮しつつ、各業務において必要に応じた研修を受けることや、職員それぞれの自己研鑽により、その担当に必要とされる知識や技術を身につけることが重要であります。

いずれにせよ、自分の所管する業務は、その道のプロであることを常に意識をしながら業務を遂行していくことが必要でありますので、そのために各種の研修には積極的に参加をし、更なる職員の自己研鑽を求めてまいりたいと思っております。

次に、公務員制度改革を変える意識改革は、というご質問であります。

国家公務員における制度改革を受けて、町としての対応についてのお尋ねですが、一番の大きな変化は年功序列から能力主義に基づく人事評価を導入することであると思っております。

これにより、意欲的に職務を遂行する者については、年齢を問わず、それに見合う評価を受けることができ、職員のやる気を引き出

すことができるものと考えられ、従来の受け身の姿勢ではなく、自らが自己の力量を見極め、何が足りないのか分析することで自発的に自己啓発にも取り組むことができ、人材育成の面からも有用であり、職員の意識改革に大いに役立つものと考えております。

最後に、町長の分限はどうなっているのか、という質問であります。

地方公務員法第28条に定める分限処分は、全体の奉仕者として公正に職務を遂行できる環境を確保するための身分保障を前提に、職員に必要な適格性の欠如等が存在して公務の能率の維持・確保ができなくなる恐れのある場合には、公務の適正かつ効率的な運営を図るために当該職員を降任、休職、降給、または免職をさせることができるものとされております。

こうした処分は、公務の効率性を保つために行われるもので、職場内の綱紀粛正を目的とした懲戒処分とは異なり、懲罰的な意味合いは含まれていないものであります。

職員の分限処分につきましては、厳正に対処していきたいと考えております。

○議長（坂井幸雄議員） 5番 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 今年度の一般会計の予算は127億円です。その内、町税が16億円。職員の給与が17億8,000万円あります。昨年から比べれば4,000万円減になるということを総務課長が今回の予算の中で言われております。

交付税がその内42億円あるということなので、この町税が16億円、これは全て町の皆さんの税金であります。そういう中で、町の職員が本当に私は変わる時期が来ていると思います。今までやったら、公務員であって潰れない組織において大過なく定年まで勤める。そういう考えはこれからの公務員にはまず、仕事をできる人が継続雇用をしていくというようなあり方にしていかなければならな

いと思います。特に私も町民の皆さんから苦情を聞いております。ラピアの職員、ゆうゆうの職員、そういう一部の人間が本当にいろんな意味で「大過なく定年までいけば退職金あたるし」というものの考えで、皆さんの税金を使っているということにある程度の憤りを感じます。その辺のことについて町長は、本当にこの役場職員が潰れない組織にいて、大過なく定年までいくというようなものの考えでいいのかどうか。その辺、町長はどういうふうな考えでおいでなのかお聞きしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、宮下議員からもご指摘のあったようなお話も町長の質問箱であったり、または直接電話であったりして気にいたしております。

それにつきましてはその都度、課長を通じたり、また副町長を通じたりして注意はしておりますけれども、私から目に見てもやはり意欲があるのかなというような職員も何名かはおことは事実でありまして、それらにつきましては先ほども言いましたように、今までは定年になるまで一番安全な一番いい職場であったというようなことではなしに、これからは大変厳しい町民の目があり、またいろんな経済情勢もあるということではなしに、意識を変えていただいて、それ以上直らなければ、やはり何らかの先ほど言ったような降格、あるいはまたいろんな面で処分することも考えなければならないのではないかなとそう思っております。これからも厳しく話をし、てまいりたいとそう思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 5番 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 分限免職であります。公務員に対する身分保障の限界という意味で使われております。そういう中で、勤務成績不良とか公務員としての的確性を欠く。なかなかやっぱり町長の一つの分限免職

の中では、なかなか本人に対してはそういうことを言われなと思います。こういうことを例えば、今4月から議会も活性化委員会、入っていくつもりです。そういう中で議会の議決範囲を拡大する意味で職員定数の問題、分限的な問題、退職手当の問題、そういうことを議会にも議決範囲を拡大するということは考えられるのですか。これは法的なことを待たんとだめなのですか。その辺のことを聞きたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 永源参事兼総務課長

〔永源 勝参事兼総務課長登壇〕

○永源 勝参事兼総務課長 今ほどの宮下議員の質問であります。議会の同意をいただいてそういう処分をするということは、今現在できないと思います。また、そういう点につきましても上部団体であります県等の意見も聞きながら、また議員の皆様方とも相談しながらまた進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 5番 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 先ほど町長は、4月の人事異動も含めてということを言われました。東京都庁の試みとして管理職選抜と養成の仕組みというのが出ておりました。それは、ジブローテーションという定期的に職務の異動を行う。その利点は特定の職域だけではなく、職に対する幅広い知識や視野を持つことができるとなっております。本人の適正を見出すことができ、適材適所の人員配置が可能になる。これは学歴、学閥、そういうものは一切とらわれないで能力主義、実力主義でやるということになっておりますが、そういう、例えば組織で動く場合に、東京都庁はいいのかわかりませんが、そういう定期的に異動するということに関しまして、例えば1年も定期であるかわかりません。その辺、長い60歳の定年、男の人は60歳、

女の人は54歳なんですけれど、そういう定期的に行って適材適所の箇所を見つけていくということは考えられているのかどうか。お聞きしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 中能登町になりましたから丸6年が経ちました。その間毎年4月には定期異動等を行っております。そういう意味では適材適所という意味で人事はしていると思います。専門職については、1箇所における職員もいますが、定期的にほとんどの職員につきましては、定期異動で異動をしております。

○議長（坂井幸雄議員） 5番 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 2番目の職員はまちづくりをどのように考えているか。本当に職員自体、これは一部の職員がそういう苦情とかいろんなことが出てきとるかも分かりませんが、本当にあと一般職の人が262人おいでると聞いております。そういう中で、本当にまちづくりのことをどういうふうに考えているのか。自分が町のために何ができるかということや常日頃考えているのか。その辺ですね。私はまちづくりは本当に地域づくりから始まると思います。地域づくりイコール住民づくり、そしてまちづくりができる私は思っています。そういう思いを職員一人一人が自分が町のために「おら何できる」「私何できる」ということを常日頃考えるような、そういうコミュニケーションというか、そういうことを人事配置の中で考えておられるのかどうか聞きたいと思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 宮下議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもありましたが、職員には地域行事には積極的に参画するように

常に申しております。また、先月に生涯学習のつどいの折にいろどりの社長の講演会等がありました。そういう場合におきましても職員に聴いていただいて、主査以上の職員については感想文といいますか、自分の町にあてはめたまちづくりをどのようにすればいいかという、そういうレポートも出させているところでございます。職員については、そういう意識づけは常日頃持つように申しておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 5番 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 今、まちづくりについて個々にどういうふうに自分が町のためにできるかということを中心に職員の皆さんも、我々議員もやっぱり持たなくては行けないと思います。やっぱりこれからはいろんな意味で自治体間の競争が始まっております。隣接の市町村に負けないような町をつくらなければならぬと思います。一番には財政の健全化。あとはやっぱり経営改革、町の経営改革はできるか。そして質の高い公共的なサービスはできるか。その中で中能登町が隣接の市町村に負けないようなまちづくりを、これから職員、議会も含めてこれから考えていく必要があるのではないかなということをお尋ねします。

それでは次に、聴覚障害者についてをお尋ねします。

聴覚障害者はどのくらいいるのか。手話通訳、要約筆記等の活動状況は。手話通訳、要約筆記等の経験職員はいるのかを聞きたいと思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 宮下議員の聴覚障害者についての質問にお答えをいたします。

1点目の聴覚障害者は何人おいでなのかという質問でございますが、中能登町で聴覚障害で手帳を取得しておいでの方は、3月7日現在で125人おいでです。

障害程度の等級別では6級が70人、4級が16人、3級が18人、2級が20人、1級が1人でございます。

2点目の手話通訳、要約筆記等の活動状況はということでございますが、町では地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業で石川県聴覚障害者協会と契約を結び、聴覚障害者の方が公共機関への用務、病院の受診、障害者団体等が開催する会議へ出席する場合等に手話通訳者及び要約筆記者を派遣しております。

平成21年度の手話通訳利用者は3人で延べ20回、平成22年度の利用者は4人で延べ23回、要約筆記利用者は1人で、平成21年度2人、平成22年度は6人の派遣を行っております。

町の行事においては、昨年10月に行われた町社会福祉協議会主催の「福祉のつどい」の講演会で手話通訳者と要約筆記者を配置しております。

また、今月17日に行われる福祉講演会においても手話通訳者の配置を予定しております。

また、聴覚障害者への理解を深め、地域ボランティア等への参加を目的として七尾市と中能登町が合同で手話・要約筆記奉仕員養成講座を行っており、平成22年度中能登町から手話奉仕員の入門課程で5人の方が、入門課程修了者が対象の基礎課程では3人の方が、要約筆記奉仕員養成講座では1人の方が受講をされておいでです。

3点目の手話通訳、要約筆記等経験職員はいるのかということでございますが、町職員の中で平成17年度から平成22年度までに手話奉仕員入門講座修了者は3人、大学時に授業を受けた者が2人、また要約筆記奉仕員養成講座修了者は2人おります。

今後の聴覚障害者への対応については、平成23年度に第2期障害者基本計画及び第3期障害者福祉計画の見直しに取り組んでおりま

す。このため障害を持っておいでる方全員を対象にアンケート調査を実施をし、障害者の皆さんの実情やニーズを把握するとともに、安心して暮らせるまちづくりのための福祉に対する考えや、障害者施策のあり方についての意見を次期計画に反映をさせていきたいと考えております。

○議長（坂井幸雄議員） 5番 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 今、社会福祉のつどいで手話通訳と要約筆記をしたということを言われましたが、これは中能登町の人じゃなくて七尾市か羽咋市の人がされたものですか。その辺はどういうふうになっておりますか。

○議長（坂井幸雄議員） 坂井参事兼住民福祉課長

〔坂井信男参事兼住民福祉課長登壇〕

○坂井信男参事兼住民福祉課長 福祉のつどいで要約筆記、手話通訳者でございますが、残念ながら県の協会に登録された手話通訳士は中能登町にはおいでない状況であります。県全体で登録者は49名ということでございますが、そういったことでその派遣につきましては県の聴覚障害者協会へお願いをしておりますので、実際にどなたが来られるか、どこの市町の方が来られたかにつきましては現在私の方では把握しておりません。

○議長（坂井幸雄議員） 5番 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 今、毎日、テレビで東日本大震災の手話をやっております。我が町にもケーブルテレビがありますので、是非職員が勉強されて資格を取られて、ケーブルテレビでそういう企画、125人おいでますので、是非ケーブルテレビにも手話通訳をできるように職員づくりをしていただきたいと思います。これで終わりたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩といたします。

午前11時53分 休憩

午後1時30分 再開

○副議長（甲部昭夫議員） 冒頭に申し上げておきます。

このあと午後の会議を、私、副議長が務めさせていただきます。

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、通告順に従い一般質問を行います。

1番 山本孝司議員

〔1番（山本孝司議員）登壇〕

○1番（山本孝司議員） 今回、1つのことについて質問したいと思います。

統合中学校のことについて質問したいと思います。その中でも、1つ目は部活動に使用する施設について。もう1つは、統合中学校建設委員会専門部会の現状についてお尋ねしたいと思います。

それでは最初に、統合中学校にあたり3本柱「学力の向上、生徒会活動、部活動の強化」の3本柱と聞いていますが、今回はこの部活動の強化というところについてお聞きしたいと思います。

今、現状を少しずつ去年の暮れから建設に向けて着工しているわけでございますけれども、今、その着工するにあたり部活動の強化、合併したときには沢山の優勝旗を持って帰れるような部活動にしたいというようなお言葉をいただきました。それに関してですけれども、やっぱり個々の努力も、また指導者などの協力も必要だと思っているんですけれども、やっぱりそれに従ってそういう部活動の施設、やっぱり施設も充実した環境の整った施設というものも大事になってくると思うんですが、教育長はそういった面でどういうふうに関心しているのかお聞きしたいです。

またそれと、それに関しまして中学校の部活動の協会、育成種目の指定校というものを掲げたと思いますが、それにしても今、前回

聞いた中では別に特別指定校をしたからといって特別な指導員、特別な施設ということは考えていないとおっしゃっていましたがけれども、その学校しかない、例えばサッカー部ですか、そういったその学校しかないという種目でしたら別に構わないんですが、3校同じ種目があって、1校だけ強化指定校というふうに掲げるとちょっと誤解が今現在生じているというふうに感じておるところであります。そうなってくると、指定校からはずれた学校の子供たちのモチベーションというか、「うちは指定校でないんだから」というふうにやっぱりモチベーションが下がる可能性がありますので、特別な人もそういう指導者、そういう施設、そういう環境がみんな平等だというんだったらそういう指定校というのを取り外していただけないのかなど。あともう1年、2年ですかありますけれども、今まででもそういった「あっちの中学校行ってこういう部活動をしたい」というような人たちは、別にそうやって進んでそこへ行って活動しているわけで、そういった意味で別に特別そんな指導者なりが関係ないんですたらそういうふうにお願したいと思っておりますので、また教育長の今現在の考えを聞かさせていただきます。

それと、専門部会の現状についてですけれども、今までこの専門部会が発足してから8つの部会があるわけですが、今現在までにどの部会が何回ほど開かれて、どういう内容のことを話していたかというのを把握しているか。そのところをまた聞かせていただきたいと思っております。

○副議長（甲部昭夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど山本議員さんからご質問をいただきました。お答えをいたします。

まず、部活動の施設のことについてです。新しい中学校では野球部を除いて現在ある部は、原則全て引き継ぎたいなというように思

います。そして新しい学校で引き継ぐ部については全て統合中学校の施設を使って日常の活動が行えるようにと考えております。

野球につきましては、隣接する町民野球場を有効活用する観点から高校や一般の方の大会などが入っていない、入っている日はできませんけれども、それ以外の日は町民野球場を部活動の場として使用していくように思っております。

部活動というのは、毎日の活動であります。また、授業後の活動でもあります。放課後、生徒たちがすみやかに部活動に取りかかることができるように、また、事故など万が一の時にも適切に対応できるようにしておかなければなりません。また、顧問をはじめできるだけ多くの先生方の目が届くようなことも非常に必要になるかというように思います。このような点を踏まえまして、原則、学校の敷地内で全ての部活動が行われるように施設の整備を進めていきたいというように思っております。

それから同じく部活動のことについて、強化育成種目のことについてお尋ねをいただきました。

現在、議員、今言われましたように、鹿西中学ではどの種目をそのようにして設定してあるかといいますと、鹿西中学では剣道部、バレー部、柔道部、それから鹿島中学校ではバドミントン部、弓道部、それから鳥屋中学校ではソフトテニス部、卓球部という種目について指定をさせていただきました。

これは、この部だけ頑張れよという意味では決してありません。3つのことがあるんですけれども、新しい中学校には現在ある3つの中学校が伝統的に素晴らしい歴史と成果があがってきたという部につきましては、是非、新しい中学校にも引き継いでいきたい。ただ残念ながら、1校1校でみていきますと、部員数が少なくなって1つ1つの学校だけではなかなか部として成立していかない

ような状況になってきております。「残念だな。町の伝統ある部が新しい中学校に引き継がれないということになると大変寂しいな」ということで、こういったものを種目にあげていただいて、そしてできればこの2年間にその種目に指定されたところに少し遠いんですけれども、その学校を選んでいただいて2年間そこで頑張っって統合中学に繋いでいただけないかなという、そういう思いがあります。

それからもう1つ、最近力をつけてきた部、これは勢いをなお一層つけていただきまして統合中学校の開校を飾っていただきたいなというようなこともあります。ただ、そのことだけありますと、特殊な部活動だけが頑張ればいいのかというようなことにも受け取られているということでもあります。新年度からはどの部も「よし、平成25年度に向けて部員も顧問も、そして地域の人たちの指導者もみんな頑張るぞ」「こういう計画でやるよ」という、そういう頑張りどころといいますか、そういうものを計画書、あるいは申請書に出していただきまして、「よし、ほんなら」ということでその計画を見せていただいて、わずかですけれども予算的な措置もつけていきたいなというように思っているところです。是非、これまでの伝統の部を2年間消さないで、なんとか遠い場所であったとしても、そこへ集まっていただいて頑張っってほしいという、そういう思いからです。それが1番目の部活動です。

それから2番目、専門部会について現在どのような状況になっているのかということです。先ほどお話がありましたように8つの専門部会があります。1つ1つについて極めて簡単ですけれどもご報告をいたします。

まず1番目、教育活動部会。これは学校の先生方が委員となっていますので適宜開催され協議を進めております。新しい中学校ではどのようにしようかというような、そういう本質に迫るような話が続けられてきておりま

す。

2番目、閉校記念誌部会ですけれども、これまで2回開催され、記念誌の主な内容構成が決まりました。このあとは詳細な部分に入っていきます。どのように細かく細分し、原稿はどの方にお願しようかとかというような、そういうようなところに入っていくのかなと思います。今回は3月中というようになっています。

それから3番目、制服、体操服等部会です。これについては、新年度の入学生から適用したいということで精力的に頑張っっていただきました。全てが決定となっております。本当によく頑張っっていただいたなというように思います。

4番目、校章・校歌等の部会です。校章の制定を優先いたしました。すでに作品応募が締め切られたわけですけれども、現在候補作品として3点が選定をされているところです。次の統合中学校建設委員会で決定されるという段取りになっております。校歌につきましましては、制作の方法について過去の事例とか近隣の学校統合での事例を調査しながら、今後どのようにして制定をしていけばいいのかというようなことを検討、協議をしている最中であります。

5番目、給食部会ですけれども、これまでに1回の開催を行っているところです。給食調理場をどのようにするかということにも大きく関係していきますので、今その設備的な面を中心に話をさせていただいているように思います。

7番目のP T A組織部会についてです。1回目、資料を持ち寄るなどして1回開催されたわけですけれども、今回は3月中というように聞いております。いよいよ2年間となってきましたのでP T Aの組織をどのようにしていくのかということもどんどん進んでいただけるものと思っております。

それから8番目の閉校事業部会について

は、まだ開催されておられません。今後開催されて細かいことが検討されるんだなと思います。

飛ばしていきましてけれども6番目、通学輸送部会については教育委員会からたたき台となります資料を提出いたしました。これを現在各委員の皆さんが検討していただいているところです。次回の会合でまた少しずつ煮詰めていきたいなというように思っているところです。

○副議長（甲部昭夫議員） 山本孝司議員

○1番（山本孝司議員） 池島教育長さんからいろいろと答弁をいただきましたけれども、最初の方ですけれども、野球場以外は今新設される中学校内で全て活動する方向でと言いましたけれども、それは分かるんですけども、今現にある施設、結構あっちこっちいい武道館なり施設が体育館なりあると思うんですけども、今後そういった施設での活動も視野に入れて、またやっていけばいいのでないのかなど。一つにまとめてするのもいいですけども、今後そういった施設の活用というかやっていかなかったら、やっぱり使わなんだから使わんなりに、やっぱりせっかくのいい建物がやっぱりダメになってくる。やっぱり利用したら利用しただけやっぱりそれなりにやっぱりいいのでないのかなというふうに思っていますので、今後そういった活用も頭の中に入れて考えていってくればなというふうにも思います。

また、もう一つ、次、新しい学校のグラウンドについてですけれども、特にこの最近、陸上関係ですか、県レベル、全国レベルになりますとグラウンドがやっぱりタータン製のグラウンドの競技場というのが結構当たり前になってきました。その中で今新しく建設の中になってくるグラウンドはどういったグラウンドにしていこうかというふうな考えを持っているか、またお聞きしたいと思います。

それにできるだけその種目、頑張っ

ちこっち行ってくれたらなというようなお言葉もありましたけれども、できればそういった感じでいければいいと思うんですけども、家庭の事情で行きたくても行かれないというような家庭も多々あると思います。そういった意味で今後、指導員の強化などしていただければ、一番指定校以外の学校にもやっぱり行っていただいて、そういった指導をしていただければなというふうに感じておるんですけども、今現在4月入学の生徒の、この間どういうふうな感じか人数を教えてくださいましたけれども、種目によっては町外からの子供、児童も次入ってくると。また、管内でも何人かの子供たちがあっちこち移動しているというふうにも説明を受けました。そういうこともあって今後はやっぱりそういう子供たちのためにも親のためにも期待を持ってそういう学校に来ているので、そういう指導員、指導者のやっぱり強化というのをもっともっと考えていかなければと思いますので、今後また2年の間にどういうふうなそういった面を考えているかお答え願いたいと思います。

また、この専門部会に関してでも今ほど回数やら内容を伺いましたけれども、大体の委員会が平成24年9月頃までに期限があると思いますけれども、ここをやっぱり部会によっては本当に開いていない部会、慌てなくてもいいのかもしれないが、やっぱりこういうものは定期的にみんなで頑張っ

てやっていくぞというような気持ちを高ぶるためには、やっぱり定期的なやっぱり部会の開催などしていただければなというふうに感じております。現に私所属しています部会に関しても、本当にほとんど発足してから無いというのが現実であります。別に期限までに決められるものは決めてもいいのではないかとこのふうにも考えておりますが、そういった面も教育長さんはどういうふうにご考えているかご回答お願いいたします。

○副議長（甲部昭夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど再質問ということで沢山の項目をあげていただきました。

まず、順不同になるかなと思いますけれども1点目です。新しくできる中学校で全ての部の活動ができるような施設をというようなことです。これは、基本的には先ほど言いましたけれども毎日部活を行うものです。学校を中心にして日常的に基礎・基本の練習は学校で是非やりたいな。それに対して土曜日とか日曜日に「何校か集まって強化練習をするよ」「近くの中学校が集まってやるよ」とか「町内の3つの中学校が合同練習をやってくよ」ということになれば、やはり学校の施設でなくて町内にある有効な施設を活用した方がより効果的に行われる面もあるだろうなというように思います。町内にも沢山の施設があります。どの施設をどのようにして残していくのか。一般の人、中学生、高校生の皆さんの活動する場、そういったことも含めましてまだ本格的な検討には入っておりません。今ほど言われましたように、そういうことを十分に踏まえて施設の利活用について考えていきたいなというように思います。

それから、新しくできる中学校の陸上競技に関わるグラウンドの面であります。どのように考えているのかということです。現在、なかなかタータン製というふうに、今言われたかなと思うんですけども、それにすればいいことは分かっているんですけども予算の総額との絡みもできます。何本かの100メートルの部分だけでもそういうふうになればいいのかなとか、そういうようなことも今検討をしているところです。総額的な面で可能であればできるだけそういう形で添えるようにしていきたいなというように思っています。

それから、部活2年間で中学校の方に集まって、そして練習をしてほしいということですけども、先ほど言われましたように家

庭の都合、その他でなかなか遠い学校に行けないという子供さんもなるほどあります。そういうようなお子さんのことありまして、極力これからの2年間については町内の中学校の部活合同練習というようなものを進めながら拠点になる学校はここなんだけれども、あっちの学校にもこっちの学校にも部員がおるなというようなあたりを一箇所にとまめて、そして活動をしていくような、そういうシステムを増やしていきたいなというように思っています。

それから、指導者をしっかりとつける必要があるのではないかというように言われました。なるほど私たちも中学校の部活動に沢山の人たちに参加をしていただいて、子供たちの面倒をみていただきたいなと思うんですけども、なかなか平日はお仕事の関係でそういうようなことができない。それから、せっかく頑張っていていただいても何と申しますか、お礼なんかもなかなかできる状況ではありません。「よし、それでも中学校の部活の面倒をみてやろうか」という方がありましたら、是非申し出ていただきたいな、喜んで力になっていただきたいなというように思っています。

それから、専門部会の活動についてですけども、3年間のうち1年が過ぎました。残り2年間あります。なかなか活動が本格的にスタートしていない部会もあったかと思うんですけども、いよいよ本番に入ってきたかなというように思いますし、年度からはどの部も精力的に取りかかっていたらいいものというように思っています。またそれぞれの部会に顔を出させていただきまして、そういうようなこともお願いをしていきたいなというふうに思っています。今後ともよろしくお願ひします。

○副議長（甲部昭夫議員） 山本孝司議員

○1番（山本孝司議員） 今ほど説明していただきまして何とか教育長の気持ちは分かつ

たんですけれども、今後やっぱりこの目標、目標を高く掲げるのは大賛成なんですけれども、あまり無理のある目標は掲げたらやっぱり皆さん負担がかかるのではないのかなど。今現状やっぱりこれから学校、生徒、保護者、地域と本当に皆さん団結して盛り上げていかなければならないとおっしゃっていましたので、ほどほどの、ほどほどという言葉を使ったらなんですけれども、今統合までは準備期間というような感じで、統合してからでもおそくないのではないのかなというようなものは、別にあわてずゆっくりと今後してしてもらえばというふうに思いますので、そういうところも配慮して進めていただければというふうに思います。

確認ですけれども、この部門の委員会の方というのは、統合するまでの固定でしたか。それとも充て職といいますか、そういうふうな感じでしたか。それだけちょっとお願いします。

○副議長（甲部昭夫議員） 堀内教育文化課長
○堀内浩一教育文化課長 お答えいたします。専門部会の中でも先生も沢山入っていらっしゃる。先生方については人事異動が定期的にありますので、それは充て職ということになるかと思うんですが、それ以外のPTAとかいろんな地域の代表者も中に入っていると思いますので、その方についてはできる限り最後まで続けていただきたいと。あと2年間のことでございますので。ただどうしてもいたしかたない、交代したいという場合は、それはその時にまた相談を受けながら皆さんにお諮りして決めていきたいというふうに思っています。

○副議長（甲部昭夫議員） 山本孝司議員

○1番（山本孝司議員） これで質問を終わります。

○副議長（甲部昭夫議員） 次に8番 古玉栄治議員

〔8番（古玉栄治議員）登壇〕

○8番（古玉栄治議員） まず、質問に入る前に先日、東日本大震災で被災を受けられた方々にお見舞いを申し上げます。また、沢山の方々がまだ行方が分からないということで、一日も早く見つかることを祈っております。

それでは質問に入ります。統合中学校校歌について質問いたします。

統合中学校夢プロジェクトの取組みが始まり、先ほど教育長の答弁の中にもありましたが、制服部会では制服、体操服が決まったということであります。ラピア鹿島にマネキンに着せて展示してありました。校章・校歌部会では「中学生が夢と希望を持ち、生きる力を育み、たくましく成長すること」をテーマに校章の応募があり、100点余りの応募があったと聞いております。校歌に対してはどのようなテーマで募集されるのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○副議長（甲部昭夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほどの統合中学校の校歌についてのご質問にお答えをいたします。

校歌は、統合中学校建設委員会の校章・校歌等専門部会で検討されることになっております。

校歌の制作につきましては、どのような制作方法をとっていくのがよいのか、過去の制作事例とか最近の県内の制作事例を参考にいたしまして話し合いを行っていくこととしております。

先ほど言われましたけれども、校章デザインの場合は、子供から大人まで応募や選考もしやすい面がありまして、広く募集させていただきましてけれども、校歌となりますと作詞と作曲がマッチしなければなりませんし、応募作品の選考につきましてもなかなか難しい面があるかと思えます。こういった点も考慮して制作方法を決定していかなければならないというように考えております。なお、町歌の場合につきましては、歌詞の公募を行い、別の方に補作していただいた後、作曲を

委託しております。また、鹿西小学校の校歌の場合は、作詞、作曲とも委託をさせていただいております。そういうことも含めまして、総合的に検討させていただき、いい校歌の制定ができるように頑張っていきたいなどというふうに思っています。これからもご協力、よろしくお願いいたします。

○副議長（甲部昭夫議員） 古玉栄治議員

○8番（古玉栄治議員） 今ほど校歌、確かにどなたにでも声をかけて募集してもらうものではない。やはり地域のことを理解した上で作ってもらわなければいけないのではないかなと思います。ただ、教育長、先日中学校の卒業式の場でも言われました。夢という言葉を使われたかなと思います。やはり中学生が夢をみれる人が大事ではないかなと思います。例えば、ちょっと例をあげますね。金沢明成小学校、これは、さだまさし作詞、作曲。辰巳丘高校、五木寛之作詞、作曲山崎ハコ。要は誰もが知っておる方、そして成功されている方がいいのではないかなと。夢をみるという意味でね。そういう中で皆さんも多分ご存知だと思います。我が町にも音楽で成功されている方、我が町出身のお母さんの子供で成功されている方がおいでます。名前を言いますと、一青窈さんです。そういう方にやはり一度話してみるのはいかがでしょうか。実は、一青窈さんの座右の銘は「くるもの拒まず去るもの追わず」いい座右の銘ではないかなと思います。そういう方にもやはり一度相談をしてみてもどうかと。そういう方だと我が町ということで子供たちもすごく夢を語り自慢できるのではないかなと思いますので、その辺いかがでしょうか。

○副議長（甲部昭夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 校歌の制定にかかわって今ほど大変いいお話を聞かせていただきました。とにかく中学生が夢を持って将来に向かって頑張っていけるような、そういう校歌ができればいいなというふうに思っていま

す。有名な方の場合もありますし、自分たちの町の出身の方に依頼する場合がありますし、いろいろとそういったことも部会の方で総合的に検討させていただいて、一番これはいいな、これでいくと素晴らしいなというような、そういう校歌の制定に取り組んでいきたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（甲部昭夫議員） 古玉栄治議員

○8番（古玉栄治議員） 教育長、私、今言ったのはほんの一つの一例ですので、まだいろいろあると思いますけれどもまた検討を願います。

続きまして、林道石動山線について質問いたします。

石動山は加賀、能登、越中の山岳信仰の拠点霊場として栄え、石動山に院坊を構えた天平寺は最盛期中世には院坊360余り、衆徒約3,000人の規模を誇ったと伝えられております。その資料も石動山資料館に70点以上のものが文化財として展示してあります。今、中能登町は今後、道の駅を計画しております。その中でやはり情報発信というところもやはり出てくるのではないかなと思います。そういう中で史跡石動山、史跡雨の宮古墳、やはり大きな観光の目玉になるのではないかなと思います。今、林道石動山線、道が細く交差するのに難儀な所であります。私、旧鹿島の時、一度質問したのですけれども、史跡ということではなかなか拡幅ができないというふうに聞いております。ただ、できないからといってそのまま引くのではなく何か方法はないか、検討できないものかなと思います。このことについていかがでしょうか。

○副議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 古玉議員の林道石動山線についてのご質問にお答えをいたします。

当該林道は、石川県が管理する林道で、ご質問の林道城石線から石動山資料館までの区間の拡幅については、平成9年度から実施さ

れた林道城石線開設事業と合わせ、当該林道
拡幅の検討がなされました。

しかし、国の許可が得られず断念した経緯
があります。

平成13年の大宮坊建設時に、中型バスま
では来ることができるものの、更に大型バス
の来訪者が来やすいように拡幅が検討され、
拡幅工事について支障がないか、この区間の
一部について発掘調査がされました。

この結果、400年以上前の遺物が大量に
出土し、石動山の史跡の中でも重要な箇所
であることが確認をされております。

中能登町の最も代表する史跡・観光地
であり、県営歴史公園も整備が進んでいる
ことや、文化財の利活用という観点から、
このままでよいのかということをご指摘
のとおりですが、この区間での林道の
拡幅及び退避所についてその現状を
変更し、またはその保存に影響を及ぼす
行為については、史跡の保存という
立場から現状では文化庁の許可はな
かなか得られないのではないかなど
そう思っております。どうかご理解
いただきますようによろしくお願
いします。

○副議長（甲部昭夫議員） 古玉栄治議員

○8番（古玉栄治議員） 今ほどの説明
ですと、やはりなかなか難しいという
ことです。それだったらもう一つ町長
にお願いしたいのですが林道城石線、
この付近に、どこかに例えばバス
ですよ。あそこに入っていけない
ならばどこか停める場所、ちゃん
とした2台でも3台でも駐車でき
るような、はっきりした駐車場とい
う形で、スペースではなく、そ
ういうものができないのかなと思
います。いかがでしょうか。

○副議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 バスの駐車場につ
きましては、入り口には2台か3台
停めるところはありますけれども、
拡幅に関してはこれももう一度文
化庁とお話をさせていただいて、
いい方へ進めていきたいと思
います。よろし

くお願いします。

○副議長（甲部昭夫議員） 古玉栄治議員

○8番（古玉栄治議員） 今のスペース
は私も分かっているんですけど、た
だははっきりとした駐車できる
というのがあると誰もが安心する
のではないかなという思いで、例
えばラインを引くとか、何かそ
ういう形でしてもらえないかな
と思います。

次に、買物弱者、買物難民とい
うことについて質問いたします。

近年、アルプラザ鹿島を中心とし
て鹿島バイパス沿いに商業施設が
集約されつつあります。先ほども
言いました道の駅も計画
中であり、そういう中で、町内に
今まで各集落、大概2店、3店
という形で商店があったと思
いますけれども、今、極端に減
っております。地域によっては
商店が1件も無い地域もあり
ます。当町で今現在、日用品を
販売している商店はどのくらい
あるのでしょうか。また、集
落で商店が1店も無い集落は
どのくらいあるのでしょうか。
また、買物弱者といわれる方
はどのくらいいると思われま
すか。また、買物弱者に対する
対策ということについてど
うにお考えかお答え願
います。

○副議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 古玉議員から
ご質問がありました「買物弱者」
についてのご質問にお答
えをいたします。

最初に、当町で日用品を販売
をしている商店はどのくらい
あるのか、というご質問
ですが、中能登町には食料品
店や青果物店、スーパーマ
ーケット、コンビニエンス
ストアを合わせて24店舗が
日用品を販売をされてお
いでます。

次に、集落で商店が1店も
無い集落はどのくらいある
のか、という質問ですが、
中能登町にある44集落の
うち、32の集落には日
用品を扱っている店舗が
無いものと思われま
す。

次に、買物弱者はどのくら
いおられると思

われるか、との質問ですが、買物弱者を推計するにあたって、内閣府が全国の60歳以上の約3,000人を対象とした買物弱者に対する調査において、日常の買物が不便と感じていると回答された方が16.6%おいでました。

このことから、中能登町にお住まいの60歳以上の人口に、この比率を掛けて推計をしますと、およそ1,200人の方が買物弱者としておいでるのではないかなと推測をされます。中能登町の町民の皆様方はおそらく町のコミュニティバスや公共交通機関、あるいはタクシーを利用したり、ご近所や親類の方々に買物をお願いするなどして日用品を手に入られておいでるのではないかなと思われま

す。最後に、買物弱者対策をどのように考えているのかとの質問ですが、今後益々少子高齢社会が進むと予想され、このことから年々買物弱者が増加していくのではないかなと心配をしております。

しかし、その一方で民間事業者による様々な宅配サービスも増加をしております。例えば、生活協同組合による宅配やカタログ等の通信販売などであります。

また、介護保険においても認定を受けられた方への配食による見守りや、ホームヘルパーによる買物代行、お年寄りや障害の方と買物へ一緒に行ったりする生活援助を行っております。

地元の小売店は単に物を売り買いする場のみではなく、お年寄りの交流の場や情報交換の場ともなっており、福祉的な観点からも大きな意味合いを持っていると考えております。

現在は、地元小売店の方々が直接、軽トラックで商品を積み、お年寄りの家やお年寄りが集まる場所へ出向いて直接販売している商店の方もおいでます。

買物は、自分で選んで自分で買うとの楽しみがあります。こうした買う楽しみが生きが

いにもなっていると思います。

現在は、商工会と連携をしながら、商業の活性化を図りながら地域の商店で買物ができる環境を守っていきたいと考えております。

今後とも民間事業者の皆様方とともに、この買物弱者対策についてお互い知恵を出し合いながら「住んでよかったと言われる中能登町」となるよう進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（甲部昭夫議員） 古玉栄治議員

○8番（古玉栄治議員） 今ほど町長の方から、大体、我が町には1,200人くらいの買物弱者がいるのではないかなという答えでした。私のところにも実はそんなに多くはないんですけど、数名なんですけれども、今近所の方に車に乗せて行ってもらっているとは聞くんですけども、その乗せていかれる方も実は高齢で、いつまで車が運転できるか分からないと。そういうことを考えるとこの先どうなるのかなと。また、今は夫婦2人でいます。それで片一方は車に乗れますけれども、それも先ほど言いましたように年齢的な問題を考えると不便だということです。それで今、コミュニティバスの話がでたんですけども、実はコミュニティバス、大変時間がかかります。1回出て買物をして帰るとなると大体半日ほどかかるのではないかなと思います。その間の荷物の多さとかそういうことを考えると、もう少し時間を短縮するということもできないかなと思います。

それと、先ほど町長の答弁の中にあつた、商店の方が車で販売されていることも聞いています。やはり先ほど言われましたように、その買う楽しみですね、それがお年寄りの皆さんの楽しみでないかなと。コミュニケーションを取る唯一の場所ということで、そういうことを考えますと、やはりそういうことをされる方への支援というものを、そういう販売の方ね、何かいい方法はないかなと思います。経営としては大変厳しいと思うんです

けれども、そういう方にどんどんやはりそうやって回っていただく。そしてなおかつそれで無いものに関してはより、先ほど言いましたコミュニティバス、少しでも短時間に買物ができるように、疲れのないような方策がとれないかなと思いますがいかがでしょうか。

○副議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、町のバスにつきましては、今年度もう一度短時間で回れるかというようなことで見直しも今かけておりますし、また、各商店につきましては、そのような方もおいでなのか、それについてどうしても赤字になるということであれば油代ぐらいを支援をするような、そんなことも考えてみたいと思いますし、また、古玉議員もコンビニエンスストアをされて実態も分かっておいでますので、またいろんな知恵も貸していただいて、お互いで、みんなでいい町になるように、住んでよかったと、そんな町になるように頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○副議長（甲部昭夫議員） 古玉栄治議員

○8番（古玉栄治議員） 今ほど町長の方から積極的な答弁であったかなと思います。誰もが住んでよかった町という形で皆さんが幸せになれるような町になるよう、今後とも私もできることは協力いたしますのでよろしくお願ひいたします。以上で一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（甲部昭夫議員） 笹川広美議員

〔2番（笹川広美議員）登壇〕

○2番（笹川広美議員） 皆さん、こんにちは。

まず、質問に先立ちまして、3月11日に発生した東日本大震災で犠牲になられた方々に心からの哀悼の意を表します。そして、各地での一刻も早い救助活動の進展、全ての被災者の方々の無事を深く念願いたします。

また、この3月をもって退職される表参事兼土木建設課長、坂井参事兼住民福祉課長、松栄会計課長、長きにわたり町行政にご尽力

いただき有り難うございました。今後も中能登町発展のためにお力添えくださるようよろしくお願ひいたします。

はじめに、杉本町長、今回の大震災に対し中能登町としても町民の皆さんとともにできるだけの支援をお願ひしたいと思います。通告にはありませんが、杉本町長のご所見をお聞かせ願ひします。

○副議長（甲部昭夫議員） 笹川議員、ただ今の質問は通告にありませんので、町長の答弁は差し控えさせていただきますと思います。

○2番（笹川広美議員） そういうことではありますが、町長、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは通告に従い質問いたします。

まず1つ目の質問、期日前投票の円滑な実施に向けてお尋ねいたします。期日前投票を行うには、受付で投票人が住所、氏名、投票日当日に投票に行けない理由を宣誓書に記入しなければなりません。高齢者や障害者、その場での記入に戸惑いやすい人たちも大勢おられます。手が震えたり、緊張して大変との声もあります。法令には宣誓書の記載場所の指定はありません。自宅での記入も可能と考えます。はがきで届く投票所、入場整理券に期日前投票用の宣誓書を記載し、自宅で事前に署名できるような取組みを中能登町として是非実施していただきたいと思います。このような取組みは経費削減、また投票率のアップにも繋がるものと考えられます。答弁を求めます。

○副議長（甲部昭夫議員） 永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 笹川議員の質問に選管の書記長という立場で答弁をさせていただきます。

期日前投票は、平成15年の制度化以後、広く浸透し、昨年実施されました町議会議員選挙におきましては、選挙人名簿登載者の

20.6%、3,353名が利用しております。投票した人の26.7%が期日前投票での投票という結果が出ております。

本制度では、公職選挙法施行令第49条の8に基づき、投票日に投票できない事由の申立及びその申立が真正であることを誓う申請書の提出が定められており、中能登町の現状は期日前投票所に備え付けた宣誓書に記載、提出し投票していただいております。

この宣誓書を事前に選挙人に送付し、自宅などで署名できるようにする取組みのご提案ですが、県内では輪島市が今年の参議院議員選挙から投票所入場券に宣誓書を印刷し、選挙人に送付する取組みを行っており、この4月に実施される県議会議員選挙におきましては、能美市、穴水町が導入すると承知しております。

選挙管理委員会としては、期日前投票所における混雑や煩雑感等の度合い、他市町での取組みにおける効果なども検証していきたいと考えておりますが、昨今の国・県における選挙執行委託費の縮減から、費用面からの検討も必要であり、選挙人の便宜を図り、ひいては投票率の増加に繋がる効果的な方法について研究をしてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○副議長（甲部昭夫議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） 早期の実施に向けよろしくお願いたします。

それでは、2つ目の質問。自殺・うつ病対策の推進についてお尋ねいたします。

今、日本は年間の自殺者が13年連続3万人を超えるという大変憂慮すべき事態に陥っております。そして、自殺者の約90%が自殺時にうつ病をはじめとする精神障害を有する状態になっていると考えられています。諸外国では、1980年代から自殺予防対策の柱として、うつ病の早期発見と適切な治療に重点が置かれております。精神医療の拡充が最重要課題として位置づけられているのです。

日本では深刻化する自殺者の増加に対応するため、自殺対策における国や自治体、事業者の責務を明記した自殺対策基本法が2006年に制定されました。そして、自殺防止は社会をあげて取り組むべき課題であると、自殺者が最も多く発生するこの3月を自殺対策強化月間と定められております。

そこで、自殺・うつ病対策の推進について、以下4点にわたりお尋ねいたします。

1点目は、当町における自殺・うつ病の実態とその対策の現状はどのようになっているのかお聞かせください。

2点目は、啓発活動はどのように行われているのでしょうか。現在日本人は1年間に50人に1人がうつ病にかかり、270万人がうつ病状態であると推測されています。しかし実際に医療機関にかかっている人は100万人、200万人弱のうつ病状態の人が未受診のままでいると考えられています。なぜこれほど多くの方がうつ病になっていながら医療機関にかからないのでしょうか。それは、うつ病という病気はかかっている本人にも病気だと認識されにくく、そしてまた周囲の人たちからも気づかれにくい病気だからです。また、うちのはうつ病じゃなく怠けじゃないかと誤解し、自己批判、家族批判にいたってしまうこともあります。うつ病がこれだけ身近な病気になっている現状からも私たちはもっとうつ病という病気の理解を深めていくことが求められます。啓発活動が重要です。

3点目として、うつ病に効果的な治療として昨年4月から保険適用となった認知行動療法について医療機関での取組みはどうなっているのでしょうか。全国的にもこの療法を実施できる医師は不足していると聞いております。認知行動療法の普及によりうつ病の完治に難渋している方々の早期回復につながるよう環境を整えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

4点目として、相談・支援体制はニーズに

応えられているのでしょうか。誰かが話を聞いてくれる。一緒に考えてくれるということが孤立感を和らげ、安心感をもたらし、それが自殺予防に繋がります。そして一人じゃないという精神的な安心感を与えることに加え、具体的なサポートさがしを代行していく支援がうつ状態にある人には不可欠であります。うつ病に悩む家族のフォローも含め、相談・支援体制を充実させていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。以上4点にわたり答弁を求めます。

○副議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 まず、はじめに、東日本大地震の私の思いを述べさせていただきます。未曾有の大地震でありまして、中能登町といたしましても今日、3つの庁舎の朝礼で黙祷を捧げ、そして議会にも黙祷を捧げられました。また、募金運動も全庁舎、あるいは支所、カルチャーセンター、そういう所にもつくって町民の方々からの募金をいたしますし、当然役場の職員全て募金をすることにしておりますし、それぞれの課の問題であったり、また水道、下水道からであったり要請があればいつでも出るということも県の方へ伝えてありますし、またこれについては我々災害の地ではないということではなしに、日本全体で復興に向けて頑張っていたいただかなければならないと、そういうことについてどのようにできるのか県やまた国と相談をしながら精一杯頑張りたいと、そんな気持ちでございます。

それでは、笹川議員の質問にお答えをいたします。ご質問の1点目の自殺・うつ病の現状についてご説明をいたします。

まず自殺については、国の調査によると平成10年以降急増し、年間3万人を超える方が亡くなっています。

また、石川県においても平成10年を機に急増し、年間250人余りの方が亡くなっております。

自殺に至った原因は、以前は健康問題が多かったものの、近年は経済的な問題が原因で自殺した方も多くなっている現状があります。

このように、国・県ともに自殺者が増加している状況にあるなか、中能登町においては過去15年間では年間2人から4人で推移をしております。

次に、「うつ病」の実態につきましては、国の患者調査によれば、うつ病等の気分障害で病院を受診している方は平成14年頃から増加をし、全国では年間104万人余りで、石川県では1万1,000人程の方が病院で受診をしている状況です。

患者数の増加につきましては、精神科クリニックが増えて受診しやすくなったことや、軽い症状の方の受診も増えていることなども関係しているのではないかと考えおります。

そこで、自殺者の増加に対する対策についてのご質問についてお答えをいたします。

町においては、国の自殺対策基本法、自殺総合大綱などに基づき、平成21年度より地域における自殺予防対策の啓発活動や相談支援体制の充実を図っているところであります。

啓発活動といたしましては、9月の自殺予防週間期間中においては、町内の4箇所のJR駅前での街頭キャンペーンや住民の方が必要な時に利用できる相談窓口の一覧表を作成し、町内の施設等に置いてあります。また、住民を対象とした「うつ病に関する講演会」小学校の保護者を対象とした「子どもの心を育てる講演会」などを開催し、うつ病の正しい理解や命の大切さについて啓発を行っております。

次、認知行動療法の普及についての実態についてご説明をさせていただきます。

まず、認知行動療法は、精神疾患などの患者さん自身が行動や認知を自分で客観的に観察し、自分自身で対処法を獲得していくこと

ができるようにする治療であり、近年精神科医療で用いられていると聞いております。しかし、石川県内の医療現場においては、まだ普及されていない状況にあります。

認知行動療法につきましては、今後学習の機会を持つなどして理解を深め、相談業務に活かしていきたいと考えております。

次に、相談支援体制につきましては、相談員の研修会や傾聴ボランティアの育成活動支援を通じ人材の育成を行っております。相談員の研修内容は、傾聴を基本とした相談技術に関する講義や演習、または多重債務についての研修を民生委員、児童委員、介護支援専門員、保育士等を対象として実施しております。

また、相手の気持ちを受け止め理解する傾聴ボランティアの育成につきましては、中能登町社会福祉協議会の主催で平成21年度に養成研修を開催をし、20名の方が修了されております。

修了された方は、現在施設や個人宅で高齢者の心に寄り添い話を聴かせていただく、高齢者を支える活動を始めておられます。

今年度は、活動をされている方を対象にフォローアップ研修も開催し、ボランティア活動支援を実施しております。

今後、人材育成とともに相談体制の整備につきましても、医療機関や関係機関との連携をはかりながら相談しやすい環境づくりを考えていきたいと思っております。

○副議長（甲部昭夫議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） 認知行動療法においては、国の医療制度の整備の必要性も感じますが、町としても関係機関に積極的にはたらきかけ、治療効果の高い行動療法が普及するよう取り組んでいただきたいと思います。

また、うつ病の実態ではありますが、中能登町としてはあまり明らかではないようですが、中能登町の町職員に関してはどうなっているのでしょうか。全国でも合併に伴う弊害と

してうつ病を患う職員が増えたとの声が聞かれます。また、職場のメンタルヘルス対策の重要性も指摘され、企業等では取組みが強化されているようですが、当町の職員へのメンタルヘルス対策は行われているのでしょうか。活力あるまちづくりのためには、まず職員の皆さんが元気に仕事ができるということが大前提であります。再質問として、町職員の実態とメンタルヘルス対策の現状についてお尋ねいたします。

○副議長（甲部昭夫議員） 永源参事兼総務課長

○永源 勝参事兼総務課長 笹川議員の再質問にお答えいたします。職員のメンタルケアについてのご質問にお答えいたします。

職員のメンタルケアについてですが、まず職員個々のメンタル面の把握については、自己申告書において心身の問題等について申し出をするという体制をとっております。その内容によりましては、人事異動において配慮し、また休職を促すこと等でメンタルケアを行っております。また、プライバシーの関係で相談しにくい場合もあるかと思いますが、その場合には、石川縣市町村共済においていつでもどこからでも電話で相談できるファミリー健康相談及びメンタルヘルスカウンセリングが実施されており、フリーダイヤルで相談することができています。いずれにせよ、職員のメンタル面の把握は非常に難しい問題ではありますが、住民ニーズが多様化している中で職員の精神面における健康管理についても十分なケアを行ってまいります。どうぞご理解願います。

○副議長（甲部昭夫議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） 是非、しっかりと対策を施していただきたいと思います。杉本町長、よろしく願いいたします。

うつ病は早く気付けばそれだけ受診が早くなり、自殺予防につなげることができます。昨今、生活習慣病が叫ばれておりますが、

21世紀はうつ病が疾患の主流であるとも言われております。まだまだ偏見の多いうつ病ですが、私たちが毎年受けている定期健康診断でメンタルヘルスチェックがあれば人目を気にすることなく、誰もが気軽に受診し早期発見、早期治療につなげることができるのではないのでしょうか。また、携帯電話やパソコンで自分や家族の心の健康チェックがいつでも手軽にできるシステム、心の体温計を導入し、ホームページからアクセスできるよう取組んでいる自治体もあります。診断結果画面では、各種相談窓口の紹介も行っております。早期発見、早期治療に向けて今後の町の取組みについてお考えをお聞かせ願います。

○副議長（甲部昭夫議員） 西浦保健環境課長
〔西浦 順保健環境課長登壇〕

○西浦 順保健環境課長 今ほどの再質問についてお答えいたします。心の体温計、市町村によって呼び方は若干違いますけれど、チェックシートによる利用であると思います。チェックシートは、現在自分が意識している心の健康状態を気軽にチェックできるシートかと思えます。シートを取り入れる場合は、チェックシートの判定から本人が心の状態について気づき、更には相談へと下げていくための環境づくりの最も重要なことだと思います。関係機関の協力も必要なことから今後検討させていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○副議長（甲部昭夫議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） 是非、積極的に取組みをお願いいたします。ある精神科医は「うつ病になった人だけが集団から外れて心の病気になるってしまったのではない。現代社会は集団全体のうつ傾向も高まっている。人間関係をつくり、感情のきずなを共有することが集団の心の抵抗力を強めるだろう。そして何よりも、私たちの意識改革が大切である」と語っております。私たちは自分たちの生活、社会をもう一度見つめ直し、支え合いの社

会、希望あふれる社会を目指して、今こそ共に歩いていく大切さを実感いたします。杉本町長の力強い舵取りに期待しております。

それでは最後の質問、町活性化のための農産物直売所の創出への取組みについてお尋ねいたします。

新鮮な農産物を生産者から直接購入できる農産物直売所が全国各地に次々と誕生しております。今、全国にある農産物直売所は、1万6,829施設、この5年間で24%も増え、約3,000箇所新たに誕生しております。

2010年3月に公表された消費者の意識調査では、「農産物直売所を利用したことがある」との回答は76%にのぼり、「利用したことがない」と答えた人もその64%は「利用してみたい」と答えており、新たな流通のあり方が定着していることを印象づけます。そして、直売所を利用する理由として最も多いのが、新鮮さが67%、次いで安さ54%、地元産だからが28%です。中能登町でも平成26年の「中能登道の駅計画」において農産物直売所の開設が予定されております。町民の関心、期待も高く、特に農業に携わっている方々は強い関心とともに様々な心配を抱いております。

そこで、農産物直売所の開設に向けて、以下の3点にわたりお尋ねいたします。

平成23年度の町の予算には新規事業として特産品開発支援事業125万円が計上されております。どんな新しい特産品が生まれるか大変楽しみな事業であります。加工品であれば地場の農産物に付加価値を付けて販売できます。また、加工品の生産に伴い新たな雇用も生まれます。そして、直売所の年間を通じた商品の品揃えが確保されます。幅広い年代、そして多くの人に魅力を与え、愛される中能登町の特産品が沢山誕生することを願っております。そのためにも広く町民の皆さんにこの事業を認知していただき関心を持ってもらい、多くの知恵、アイディア、意見を募

りながら町、町民自慢の特産品、中能登ブランドを生み出していきたいと思えます。

まず1点目として、特産品開発支援事業への考え方、取組みをお聞かせください。

2点目として、地元生産者の育成支援についてお尋ねいたします。直売所では何よりも品揃えを年間を通じて確保しなければなりません。品揃えの取組みとして作物生産の多品目化、周年化、出荷者数の増加、加工品などへの取組み、他の直売所などとの連携、そして冬場の生産確保のためのハウス栽培の導入も必要と考えます。直売所の地産地消の取組みには高齢者や女性など小規模農家の活躍の場となるなどの様々なメリットもあります。今回の道の駅の農産物直売所は、公設民営でJAが主体となり運営する予定とのことですが、地元生産者の関わりはどのように考えておられますか。お聞かせください。

3点目として、販売管理情報システムの構築についてお尋ねいたします。POSシステムにより生産者別、品目別、月日、時間帯別の売上状況から消費者ニーズを把握することができます。また、最新の販売状況を生産者に携帯電話のメールやファックス、電話音声などで毎日自動配信され、生産者は畑で携帯電話のメールを確認し、品薄とみれば早速収穫、そのまま売場に持ち込むことも可能になります。大変効率が図られるシステムです。是非、直売所に構築していただきたいと思えますがいかがでしょうか。以上、3点にわたり答弁を求めます。

○副議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員の質問にお答えをいたします。

地元農産物を原材料とした特産品開発の企画を個人、団体、企業等から広く公募をし、その企画を町が設置をする農産物特産品開発支援委員会で審査を行い、認定された企画に対し補助を行うものであります。

補助対象は、農産物特産品の開発にかかる

経費として、原材料費、加工費、加工委託費、検査費用、講師謝礼金などを考えております。

補助率は事業費の2分の1以内とし、上限を25万円とするものであります。

企業数については、5企画を考えており、審査にあたってはアドバイザーを含め10名程度を予定しております。

次に、生産者の育成、支援についてお答えをいたします。

町においては、大きく分けて2つの単独事業を実施をしております。

1つ目は、魅力ある園芸品目育成事業、もう1つは能登白ねぎ作付出荷推進事業であります。

魅力ある園芸品目育成事業は、さらに中で、出品農家の育成や直売所に関連する活動に対して補助を行う「農産物直売所関連事業」、キャベツ、能登むすめ、ブロッコリーなどの共販品目の育成を行う「新共販品目育成事業」、耐雪型園芸ハウスの設置を補助する「耐雪型園芸施設設置事業」の3つのメニューに分かれております。

また、能登白ねぎ作付出荷推進事業は、町の振興作物である能登白ねぎの生産者拡大と品質の向上を図るものであります。

次に、農業者団体であるJA能登わかば農協の取組みについてですが、徳前地内にあるアグリセンター南部において、昨年8月より「農産物直売コーナー」を設置して地元農産物の販売を行っているほか、七尾市で運営をしている「わかばの里」の会員268名のうち、中能登町の会員64名で中能登支部を2月28日に立ち上げ、地元生産者の組織化を図っております。

次に、販売管理情報システムの構築についてですが、農産物直売所の管理・運営については、指定管理者制度の導入を考えており、現在JA能登わかば農協と事務的協議を進めております。

協議の中では、現在七尾市で運営をしてい

る「わかばの里」において生産を行うレジと連動し、商品の売上、在庫数、顧客データなどのマーケティングに必要な情報をリアルタイムで管理できるシステムがすでに導入されていることから、この施設と一体的に管理をしていきたいと考えております。

このシステムは、生産者が出した商品の販売状況がリアルタイムでメール送信される機能や消費者が商品を買ったときに付くポイントを管理するシステム、生産者がいつでも精算書を作成できる個人精算システムなどの機能を備わったものであります。

○副議長（甲部昭夫議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） 今の町長からいただいた答弁では、地元生産者の育成支援ということで、今回JAに加入している中で中能登支部というものが結成される、64人ですか、というお話ですが、その加入していない地元の農家に携わっているような方がしっかりとまたそういう直売所というものに対して参入できるような、そういった支援というものはどのようになっているのでしょうか。お答え願います。

○副議長（甲部昭夫議員） 大村農林課長

〔大村義一農林課長登壇〕

○大村義一農林課長 先ほど杉本町長から答弁をさせていただきました、中能登町の会員64名で、今現在、中能登支部を結成したところであります。これにまだ加入していない地元の生産農家の方も若干おられるというふうに聞いておりますので、是非、この事業につきましても、こういった方々にもご協力いただきたいというふうに思っておりますので、今後また調整をさせてお知らせをしていきたいというふうに思っております。

○副議長（甲部昭夫議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） 中能登道の駅計画書では、農家の栽培意欲、向上、地産地消の進展としっかりうたっておられます。地元生産者の様々な、農家の生産者の方がこの直売

所での販売に向かって安心してよりよい作物生産に努力できるよう、しっかりとした支援体制というか、そういうものをしっかりまたできるだけ早く明確に示していただきたいと思っております。杉本町長の答弁を求めます。

○副議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 この事業は町の活性化、これからの将来に向けても大変な町として期待をいたしておる大きな事業であります。町の方、ほとんど、いろんなものに関心を持っていただいて、みんなで盛り上げながら生産者の方、そしてまた消費者の方々にも力を入れていただき意見を聞きながら大きく伸ばしていきたいとそう思っております。

○副議長（甲部昭夫議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） 中能登町の新しい農産物直売所が消費者にとって、また、生産者にとっても魅力あふれる場所となり、町活性化の大きな核となるよう総力をあげて取り組んでいただきたいと願います。以上で私の一般質問を終わります。

○副議長（甲部昭夫議員） ここで、3時10分まで休憩とします。

午後2時53分 休憩

午後3時10分 再開

○副議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、14番 作間七郎議員

〔14番（作間七郎議員）登壇〕

○14番（作間七郎議員） まず質問に入る前に、東北関東、強力大地震、大津波について被害を受けられた皆様方にお見舞いを申し上げ、また、亡くなられた方々のご冥福をお祈りをいたします。

それでは、通告してある3点について質問をいたします。

まず1点目の法定外公共物について。これは、法定外公共物というのは、赤道、青道とも言いますし、赤道は農道、それから集落に

ある区道のことを赤道と言いますね。青道については水路のことを言っております。在所の役員をした人は、在所の公図とか、また町の公図を見たことのある人は、農道、区道には赤線を引いてあるために赤線とも言います。水路は青を引いてありますので青線とも言います。そういうことの法定外公共物について質問いたしますけれども、以前は農道、区道、水路を北陸財務局に申請して払い下げを受けることになっておりました。平成15年から17年にかけて委譲されて町で行うことができるようになったと聞いているが、そのことを踏まえて、次の5項目について質問をいたします。

まず1つ目には、事務手続きの現状について。2つ目は払い下げる面積、金額等の算出について。3点目は、登記簿に記載される地目について。4つ目には、払い下げる場所の条件について。5つ目には、払い下げる条件、金額について、簡潔、明瞭に答弁を願います。

○副議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 作問議員の質問にお答えをいたします。

はじめに、法定外公共物の事務手続きの現状についての質問であります。平成12年4月1日に施行されました地方分権一括法により合併前にそれぞれの法定外公共物、公図での通称「赤線」については里道、また、「青線」については水路とここでは述べさせていただきます。法定外公共物の国への譲与申請書を提出をし、それに基づき譲与契約を交わしております。合併後、中能登町に継承され、住民の方等から法定外公共物の譲渡の申し出がありましたら、法務局の資料などを参考に現地にて利害関係者の境界確認を行い、測量を実施をし、譲渡物件の用途廃止の決定をしたあと、譲渡申請書が提出をされ、町との譲渡契約の締結による売払い及び登記の手順で行っております。

第2点目の払い下げる面積、金額等の算出

方法についてであります。面積については隣接する関係者の立会いのもと実測の面積を出しています。金額につきましては隣接する土地の評価額や使用目的などを考慮して1平方メートル当たりの単価を決定し、これに実測面積をかけまして払い下げ金額を算出しております。

第3点目の登記簿に記載される地目についてであります。払い下げ申請の際、その使用目的により譲渡契約の中で面積、金額及び地目が定められますので、それに基づき登記されます。

第4点目の払い下げる場所の条件についてのご質問ですが、いろいろなケースがあります。個人が申請する場合、1番目にその申請者個人しか利用しない。2番目に公共用の財産として利用されなくても支障がない。などの要件のほか、利害関係の方が不利益を受けないか、隣接者や区長、生産組合長等から現地での境界確認や意見を聞いたうえで廃止の同意が得られれば書面にて手続きを進めております。

また、民有地の中に里道水路がある場合におきましても同様な申請手続きによりまして適正な価格で購入をしていただくこととなります。払い下げの多様な申請がありますが、その都度内容を慎重に判断をし、適正な払い下げを行っております。

第5点目の払い下げの件数、面積、金額の件につきましては、担当課長から答弁をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○副議長（甲部昭夫議員） 大村農林課長

〔大村義一農林課長登壇〕

○大村義一農林課長 第5点目の払い下げ件数、面積、金額につきましては私の方からお答えをさせていただきます。

平成17度におきましては、里道で3件、面積は108.31㎡、払い下げ額は34万1,457円であります。平成18年度におきましては、水路で1件、面積は14.99㎡、払い下げ額は

8万946円であります。平成19年度におきましては6件、里道で1件、水路が2件、里道・水路同時が3件、面積は629.49㎡、払い下げ額は369万9,565円であります。平成21年度では11件、里道で4件、水路1件、里道・水路同時が6件、面積が1,257.88㎡、払い下げ額は650万7,485円あります。平成21年度におきましては5件、里道で2件、水路で2件、里道・水路同時が1件、面積は144.59㎡、払い下げ額は81万1,714円あります。平成22年度におきましては、平成23年2月28日現在でありますけれども、件数は2件で、里道で、面積は41.34㎡、払い下げ額は37万1,722円あります。平成22年度までにおきましては、里道で全体で里道で12件、水路が6件、農道水路同時が10件、あわせて28件であります。面積は総トータルで2,196.60㎡、払い下げ額は1,181万2,889円あります。

なお、金額につきましては、それぞれの案件ごとに評価額が違ってまいりますので、皆さんご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○副議長（甲部昭夫議員） 作間七郎議員

○14番（作間七郎議員） よく分かりました。そこで大村農林課長には、町に法定外公共物の台帳があるのかないのかということをもっと質問いたします。それから、教育文化課長の堀内課長については、私は道の駅計画の中で予定面積は1.85ha、その内、農道水路は3,500㎡で18.9%ということは聞いておりますが、今度、統合中学で6万4,724㎡の内、農道水路はどれだけあるかということは私は聞いておりませんので、この際、農道水路についてはどれだけあるのか。そして何パーセントになるのか。その農道水路を事務手続き上どのように処理をされておられるのか、しようとしているのかという点にまず聞きます。

○副議長（甲部昭夫議員） 大村農林課長

○大村義一農林課長 台帳はあります。

○副議長（甲部昭夫議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 それでは、統合中学校予定地の敷地内の水路、農道等の状況についてご説明を申し上げます。

まず、敷地の全体面積は先ほど作間議員が言われましたように6万4,724㎡となっております。その内に農地の面積が5万7,092㎡ございます。それ以外のものが水路、農道等の面積で7,632㎡でございます。内訳といたしまして、水路が3,077、農道部分が4,555㎡でございます。全体に占める面積の割合は11.8%という割合になります。

それから、この土地につきましてはどういう処理手続きかということでございますが、学校の担当部局と農林の部局と法定外公共物用途廃止等の協議書を交わします。この土地につきましては、既に平成20年の夏の時点で地盤がふられ面積も確定して、所有者は中能登町となっております。そういうことで、事務上の手続きを交わしますが、金銭等のやり取りはございません。所有者は従前より中能登町となっております。そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

○副議長（甲部昭夫議員） 作間七郎議員

○14番（作間七郎議員） 先ほど、水路から農道から入れて28件で、1,180万円ほど売ったと。町に収入が入ったということですが、昨今の経済の低迷により町税収入が低下しております。今までの決算を見ても滞納額を含めて19年は17億7,300万円、20年は17億7,800万円、21年から16億8,500万円、17億円を切りました。そういうことで、今、先ほどから町長が説明をされたこういうことを町民の皆さん、各区長会はじめ各種団体の皆様に今までは北陸財務局へ申請して手続きがややこしいということで、私も思っていたんですけども、町の方でこのように丁寧にすれば払い下げを受けるということができるということをPRすれば、現在自分の建っている屋敷の中に水路がある人

もおいでと思うんですよ。農道も食い込んどったりする人もおいでだと思いますので、そういうことを積極的に私は町としてPRをすべきだと思うんです。そうすると町の収入は当然増えますからね。そこでこうして今ちょっと数字、私言いますけれども、午前中の宮下議員は職員は262名いるんだと。そこで17億8,000万円かかっているということをおっしゃいましたね。私は、我々議員と町長はじめ三役、職員、嘱託職員、臨時職員の金額、福利厚生をすると1年間にざっと20億円かかるといいます。20億。税収はどうかというと、21年度の決算では、まだ22年度は出ておりませんので16億8,500万円。そうすると約3億ちょっとが足りないんですね。人件費や給料を払っているより町が皆さんからいただいている税収では足りない。3億円は交付金で執行部はやりくりしているんだと思いますけれども、うちの町には財政、「中能登はお金あっていいなあ」と各地区、私の友だちもよく言いますけれども、財政調整基金が44億5,900万円あるんですね。これをよその町がこういう金額がないために「中能登町はいい町やな。金のある町やな」と言われるんですよ。このことを、人口を1万8,500人として1人に割り返すと24万1,000円になります。1人当たりになると24万1,000円の貯金があるということになりますよね。ところが、起債といいますが、簡単に言えば借金なんですよ。それが288億9,300万円。これを1人に、また1万8,500人で割ると156万1,000円の借金なんですよ。貯金より借金が6.5倍ほど多いんですね。

そこで、先ほども言ったんですけれども、こういう制度になったんだということを町民に説明すれば「売ってほしいな」と。それから私も今までにも過去に質問したことがあるんですけれども、町有地で遊んでいる地面は沢山ありますよね。よその町では、そういう

町があるから、欲しいものは申し入れて売っとるんですね。町のお金を貯めとるということで、いつまでもそういう帳付けしないで、いらぬものは欲しい人に売ると。そういう今の法定外公共物のそういうことの申し出があった場合には、そういうものを処分すると。それから町の町有地で沢山遊んでいる、そういう地面も私は売べきだと思うんですよ。今こうして私もいろいろと勉強させてもらって、合併特例債で平成17年から10年間、105億8,000万円近く、10年間に貸してやるぞと。それは使っても政府の方から75%ぐらい交付金でくるんですけれども、それを執行部はうまく運用しているんですけれども、26年までで切れるんですね。27年から、今までは旧3町の鹿島、鳥屋、鹿西の交付金できてましたね。ところがこの合併特例債がなくなったら、今までで42億円、交付金できてるんですね。これがざっと10億円減ると皆さん言われていますね。そうすると4、5年もすると32億円になる。目に見えて10億円少なくなるんですね。そうすると大変財政は私はやりにくくなると思いますよ。ここに基金で44億5,900万円、これはいつまでもあるんじゃないんですね。これをやりくりで入れたり出したり、入れたり出したりで何とかこうしてね。そういうことで、先ほどの重複になるようなんですけれども、そういう思いで町長はこの法定外公共物、それから町有地の遊休地などを計画的に町の財政のことを考えながら町民にPRして進めるという思いがあるのかなということを含めて町長の答弁を求めます。

○副議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 法定外公共物につきましては、私の知っている近所でも「家のあそこは水路になっているんだ」というような所は何箇所かあります。それらについて積極的に、こういう、今、作間議員が言われたとおりでありまして、「こういう制度になったんです

から買っていただきたい」というようなことで積極的にお話もして、それらを整理というとおかしいですけども、一つの形式として進めればよいなとそう思っておりますし、財政的にいたしましても、今、作間議員の言われたとおりでございます。

そういう中で、いかにして交付金の合併特例債のある間に公共のものを整備をして10年後、今では5年後でありますけれども、減っていく中でそれらに整備をして、それらをお金のかからないようなまちづくりを進めていくかということが私の一番の責任であろうと、そう思いながら進めておりますし、今、中能登町では200坪、300坪というような、そういう小さなと言いますと叱られるかも知りませんが、遊んでいるそういうものがありますけれども、他の町村から見れば工業団地が遊んでいるとか、またいろんな住宅団地が30%しか建っていないとか、そういう大きなものは他の町村から比べれば少ないと思います。そういう中である町の土地につきましては、買っていただける方があれば積極的にそれらも買っていただいて、少しでも町財政のたしにしていきたいとそう思っております。

○副議長（甲部昭夫議員） 作間七郎議員

○14番（作間七郎議員） それでは、町長、私はいろいろと金額的なこと、財政はどうだということを言ったんですけども、町長は当然頭に入っていると思うんですね。そういうことでこれからのまちづくりにこの財政の中身をしっかりと把握して、いろいろな面で住んで良かったといえるまちづくりのために、この点はまた頑張ってください。

それでは、次の質問に移ります。

2点目の平成19年4月1日に制定した町の花、町の木、町の鳥について質問をいたします。

町の花、石動山ゆりの増殖についてでございますけれども、石動山ゆりは初夏に咲く花

で、私も自分で家にやったことはあるんですけども、大体1メートルから1メートル50ぐらいの大きさになるんですね。そこに大きな花、大輪が10とか20ほどつくんですね。そしてこうしてしおって、つかえ棒をせんと、かやるような立派な美しい花ですよ。そういう石動山ゆりを町の花にしたんですから、こうして私、合併してから見るとあまり庁舎に見たことはないんです。そこで、やはり3庁舎、それから小中学校、保育所あたりに「町の花、石動山ゆりとはこんな花なんやぞ」ということで、皆さんに見せるような、見てもらうような、そして我々もどこでも視察に行くと名刺に、その町の花をよく名刺にのせてあるわいね。そうすると「この町の花はこんな花やな」とすぐ分かるんですけども、やっぱり石動山ゆりばかり名刺にのせるんでなしに、町の花はこんな花やぞということでもみんな分かる、果たして議員の中にも石動山ゆりを実際見たことある人がどんだけおるかなと思っております。職員の中にもおると思いますよ。そういうことで、石動山ゆりを幻の花とするのではなしに、町の制定した花やということ、町は当然増殖に取り組んでいると思いますので、どのような取組みをされているのか。

それと、次の町の木、桜について。私も町の木は桜ということ、桜がどこにどんだけ植わつとるのかなと思って調べてきました。

1箇所だけ行けなかったところがあるんです。眉丈ヶ丘、あそこは花見月の積もった雪で私の車じゃ当然上がられないということで、これはだめやなということで戻ってきたんですけども、調べた本数、当局もそういう数字は掌握されていると思いますけれども、私は調べましたところ、西以降の小学校で108本ありました。3中学で、鹿島中学校が一番多いんですけども196本。水辺環境整備地で鹿西カルチャーの周辺で141本。あの真っ直ぐに1,200メートルほど久

江へ上がるところから処理場まで1,200メートルあるんです。そこで141本植わっておりました。それから、長曾川の土手ということで、これは徳前から良川までにも140本。鹿西のカルチャー周辺にも長曾川の土手に植えてあるんですね。それで66本で、長曾川の土手関係で206本。ラピア鹿島、レクトピアパーク、アルプラザ鹿島の辺で156本。それから今の中学校を建てようとしている横の運動公園で100本。川田古墳は115本。高島へ上がる原山のところ、これは県がしたんですけれども、八重桜が300本程あります。それから池の周りにもまたあるんですけれども、そこは雪がなくて数えられなかったもので、それはソメイヨシノだと思いますけれども。それから159号線で133本植わっておりました。雨の宮グリーン広場についても雪がなくて上がれないということで永源参事兼総務課長に「どんだけほどある？」と聞いたたら「大体60本程あるわ」ということで、トータルすると1,500本近くあるんですね。眉丈ヶ丘は鳥屋出身の職員さんに「あんたらっちゃ職員みんなでそこに植樹したと聞いたけど、どんだけほど植えてあるか知らないか」と言うと、「大体300本程植えてあるやろ」と。そういうことでそれを足すと大体1,800本近くあると思います。そのほかに各集落、44集落あるんですけれども、歩いているところだけでも「作間さん、あんた何したらくがいね」「おら、桜の木をちょっと調べたいことあるがで」と、何人にも声を掛けられたんですけれども、集落は、44集落は中能登町にはあるんですけれども、そこも私は集落を歩いて調べておりませんので分かりませんが、大体25～30本ぐらい各集落平均するとあるんじゃないかと。久江ぐらいだと沢山ありますからね。それにしても25～30本あるかと、私の小さい在所で宮さまに2、3本のところもありますからね。そうすると1,200本、合計すると中能登町に桜の

木というものは3,000本はかたいなと私は思っているんですよ。町の木ね。

そこで私は、大変きれいな桜、特に鹿島中学の役場庁舎の前の道路沿いで200メートルあるんですよ。そこの土手に植えたのが50本あります。今年も4月16日に商工会主催の「桜まつり」をされると言うんですけども、合併してからも合併前も、あそこはライトアップして、この辺で一番桜のきれいな名所でないかと言われております。

そこで、せっかく町の木が桜ということでございますので、今度、統合中学の造成もいよいよ入りましたね。そこでその統合中学で、町長ちょっと、執行部の人もちょっと目をつむってください。私が今言うことを理解するようにしてちょっと目をつむってもらえますか。あそこは大体、私は聞いとるのは中学校の周辺で1,000～900の、周りを歩くとそんだけぐらいになるのではないかということ聞いております。そこへ桜の木を植える。鹿島中学の桜の木をイメージしてくださいよ。そこへ桜を10メートルずつで100本近く植えられると思うんですけれども、桜の品種もこの辺のソメイヨシノとか八重桜とか枝垂れ桜でなしに、桜の種類は何百種類もあると聞いておりますので、植えた後に、ソメイヨシノは一遍にパーっと咲きますからね。その品種が違くと時期、時期に桜が咲くと。その桜を学校に通いながら桜を子供たちが通学するときに見ると。花を見て怒る者は誰もおりませんから、心も和やかになって勉強、スポーツに一層励むんだと私は思いますよ。そういう目で、あそこに桜の木を植えればどうかなという私の思いなんですね。そこで、そのことについて町長はどのような考えをもっているか。聞かせてください。

もう一つ、鳥について。町の鳥、ウグイスね。ウグイスといえば春を告げる鳥と、これから「ホーホケキョ」とよく鳴くと思いますけれども、このウグイスは野鳥でもあり、現

在日本では鳥獣保護により捕獲・飼育が禁止されている鳥です。これは自然にまかせるしかないかなということで、町では鳥はウグイスだということで決められましたけれども、このウグイスについては自然にまかせるしかないの、これは私は質問はしませんので。この3つについて。

○副議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 作間議員の質問にお答えをいたします。まず町の花、石動山ゆりの増殖についてのご質問ですが、石動山ゆりの増殖を図るため、旧鹿島町時代に当時の七尾農業高等学校、現在の七尾東雲高校でありますけれども、その学校の協力を得ながら石動山の宮坊に球根を1年間にわたり移植してまいりました。

しかし、ネズミなど動物による食害、盗難、日照不足など様々な理由により多くの球根が花を咲かせることができなかつたという経緯がございます。

町では、平成19年に石動山ゆりが町の花に指定されたのを受け、平成20年度、21年度の2カ年にわたり、再度、七尾東雲高等学校の協力をいただきながら球根のバイオ増殖に取組み、現在、700個の球根をハウス内の畑で生育をさせているところでございます。同校の先生からは、順調に生育をしている球根については、今年から来年にかけて花を付け、山に移植できる状態になるのではないかと伺っておりますので、今後状況を確認しながら適切な場所へ移植をし、さらなる増殖を図っていきたくてと思っております。それがよくなれば、今言われたような施設等へも持って行って皆さんに見ていただきたいと思っております。

次に、町の木、桜による景観の形成についてであります。現在町内には鹿島中学校の桜をはじめ、碁石ヶ峰や眉丈ヶ丘、古墳公園やカルチャーセンター周辺に桜のきれいな場所がたくさんございます。今、作間議員が調べ

られたとおりでございます。

また、公共施設や景勝地以外にもいろいろな場所に桜が植えられ、町民の皆さんも毎年心待ちにされているものと思っております。町では桜を町民の融和のシンボルとして今後も植栽を進め、子供からお年寄りまで町民が楽しめる憩いの場、さらには桜の名所となるよう積極的に取り組んでいきたいと考えております。

今後の具体的な植栽計画につきましては、今提案がありました新しくできる統合中学校や、また運動公園周辺、さらには先日基本計画がまとまりました道の駅にも植栽を進め、美しい景観形成の一助としていきたいと考えております。

また、桜の木につきましては現在、財団法人日本さくらの会が事業主体となり、宝くじの助成金をもとに桜の木を配布する事業を行っております。町では今後、桜の植栽の場所、本数、種類、計画年度などを検討し、早急に事業申請を行い、そしてそれらに許可を得られれば、まず統合中学校の周りを今、イメージをしたような桜の木でうめたいと思っております。

また、町の鳥のウグイスについてであります。現在、町内各地で美しいさえずりを耳にすることができます。この素敵な鳴き声を子供たちの世代に残していくため、ウグイスなどが生息できる自然環境の保護に町をあげて取り組んでいきたいと考えております。

なお、町では昨年度、小中学校や公共施設、各地区の公民館への町のシンボル、花、木、鳥のイラストが入った町民憲章額の設置・配布を行いました。今年度はイメージイラストを作成し、町内の全小中学校及び保育園へCDの配布を行うとともに、町のホームページからも自由にダウンロードできるようにいたしました。

また、作間議員の名刺を見ますと、町の花、木、鳥がきれいに裏には入っておりま

すし、また、用があって議員のところへ携帯をいたしますときれいなウグイスの声が聞こえます。本当に年間を通じていいなあと。これが町の鳥だなと、私も電話をした時にそんな思いしておりますし、まだできないかと思えますけれども、できれば町へかかってくるような電話が、まずウグイスの声がかけた方に伝えられれば心も和やかになるんでないかなとそんな思いをいたしております。

町ではこれからも広報やケーブルテレビなどを活用しながら、町の花、町の木、町の鳥のPRを図り、植栽面積の拡大や美しい景観の形成を図っていきたくとそう思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（甲部昭夫議員） 作間七郎議員

○14番（作間七郎議員） 町の花の石動山ゆりの増殖を町が取組んでいると。現在ハウス村にしているということで私もこそと「ハウス村のどこにしているのか」と見てきたんですね。今、ハウス村でどれだけほどしているんですか。ということと、それから町の木、桜については、先ほども言いましたが、桜の木は何百種類もあると。種類がね。それを、中学校の周辺に一遍にソメイヨシノだとか八重桜みたいにパーっと咲くのではなしに、どれくらいおきに順番に咲くような木を植えるのなら植えたらいいんじゃないかという思いしておりますので、その点も町長また、財団法人さくらの会のことを言われましたが、もしそういうさくらの会とそういう話し合いをするときに、ソメイヨシノだとか八重とか枝垂桜の一般的なものでなしに、そういういろんな種類のものであるので、私は法人さくらの会と話し合いして宝くじの助成金でいただくように頑張っていたきたいと思います。

それから桜の木山の鹿島中学のあそこは綺麗なんですけれども、てんぐ巣病という病気がきているんですね。やっぱり病気がきているものはちょこちょこことするのではなく、ばさーっと手術した方がいいと聞いているので

切るものは切って、また財団法人さくらの会からどれだけ貰われるかしりませんけれども、宝くじの助成金で貰えたら、あっちこちで桜の木が病気で傷んでいるものや、眉丈ヶ丘からの上がる場所も何かあとの管理が悪くて大分傷んでいるということを知っておりますし、私はあちこち調査に行ったときも「ああ、この木は傷んどるな」というのがいっぱいありましたので、治療するというより伐採した方が一番早いと聞いておりますので、そこへまた新たに桜を植えるということも考えられますので、その点も一つ考えてください。

また、町の鳥ウグイスについて、私の携帯はウグイスが鳴るということは町長にも、いつも用があるとき、かけてくれた人にも私のウグイスが鳴るとおもうし、それから私にかけたときに私が出るまでもウグイスが鳴るとおもうので、町長また町にも電話がかかってきたらウグイスの声を使いたいということでも言われたので、私が視察に行くと「私の町の鳥はウグイス」だと言うて「携帯電話にウグイス入っとれん」と言うたら、「そんなんなしてダウンロードするが」とよく聞かれるんですけども、私も個人的にはできないんですよ。甥っ子に全部ダウンロードの整理をしてもらっているんです。それはそれとして、この制定した町の花、町の木、町の鳥について町長はいろいろと環境やいろいろの保全で制定したことについて今後とも自信を持っている面でも取組みたいと言われておりますので、これはこれで終わって、次の最後の健康ハウス憩について、指定管理者へ移行できないかということに質問をさせていただきます。

この健康ハウス憩についての施設の設置目的は条例にうたわれていますので、高齢者のみならず若い層にも利用してもらい、癒しの施設として住民融和の施設として広く活用をされていることは十分承知しています。私も

ときたま利用させていただいておりますので、利用状況については担当課から資料をもらいましたけれども、22年度の途中ですから決算、締めはしていないということで、平成17年から21年までの5年間の平均の私は数字を言います。入場者数は1日180人、これはあくまでも5年間の平均ですよ。収入が約1,290万円に対し支出は3,020万円で1,730万円のマイナスになっているんですね。5年間平均。その支出の内容をみてみますと、賃金、光熱水費で約80%を占めます。担当課の参事兼住民福祉課長の坂井課長に聞きますと、「私たちはいかに経費を安くするか苦労をしているんだ」ということを言って、私も行くというところを見受けられるんですけども、大半がこの人件費、光熱水費で80%。6人体制でやられとるわね。その人件費と、あそこは特殊の風呂といいたいでしょうか、この辺の一般的な灯油ではないんですね。LPガスということで、近頃は、例えばボイラーが傷んだために何日間か休ませてくれとは聞かないんですけども、2年程前にはよく聞きましたよね。外国製のLPガスのボイラーということで修理、メンテナンスがすぐできないということでよく休んだんですけども、今は機械の調子がいいのか、そういうボイラーの故障という告知端末機の放送はされておりませんが、そういうことで大変経費がかかっていると。こういう1,730万円のまま、このままずっとやっていけばいいのかということで、私は町の負担の軽減をしつつ利用者に、今現在使われている、利用されている方々に喜ばれる健康ハウスにすべきだと思っております。

そこで、利用者にもよく聞くんですけども、「開館時間並びに年末年始にも柔軟な対応もできるような憩いの家にできないのか」と。「暮れ、正月にお里帰りとかいろいろ一気に来られる」と。「自分の自宅の風呂では追いつかない」と。「せっかく来た時に、兄

弟や家族と一緒にみんなで風呂に行きたい」と。「そういうたらもうはや役場の御用納めと一緒にいたいもんで風呂はやっていない」と。「せっかくあるのに年末年始ぐらいしてもらいたいな」ということをよく聞くんですけども、一応条例にそういう決め事がありますから、そういうことを考慮した場合には、このことをする場合には指定管理者に移行して、それを受けるといって人がおいでたら、料金も今年度から100円が200円に上がったたりしていますけれども、受ける人がおいでたら料金も決められるし、開館時間も変えられるし、年末年始にもできると思うんですね。私は思うんですよ。そこで、私の思いなんですけれども、町長はこの健康ハウス憩について、今後どうしようかという思いを持っているか、町長の考えを伺います。

○副議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 作間議員の健康ハウス憩についての質問にお答えをいたします。

健康ハウス憩は、平成16年11月に町民に保養と健康増進、福祉の向上及び余暇活動の場を提供する交流拠点として整備された施設で、館内では浴室、サウナ、大広間、トレーニングルーム、喫茶コーナー、休憩室、事務室等を備えております。

健康ハウス憩では老人福祉センター「天平の里」「ゆうゆう」と違い、利用者の年齢制限を設けず、午前10時から午後8時まで入浴することができることから、町内外を問わず子供から高齢者まで1日平均約200人弱、年間6万8,000人前後の人に利用をいただいております。

施設運営に係る経費は今言われましたように年間約3,000万円の支出に対して、利用料金収入は1,300万円前後で、差し引き約1,700万円を一般財源で補てんをして運営しているのが現状でございます。

施設運営に係る経費節減策として、これまで、消耗品ではボディソープから固形石鹸へ

の切り替え、サウナマットのリースをやめ、施設での洗濯、設備に係る経費ではエレベーターの使用休止による保守管理料の削減を行い、光熱水費の削減では、終了時間を平成20年8月に30分、更に平成22年6月に30分と2回の時間短縮を行うことで経費の削減策を講じているところであります。

また、休業日にいたしましても、現在は毎週火曜日を定休日とし、8月のお盆に3日、年末年始に4日間の休業日を設けております。県外からの帰省客が多いこれらの時期の営業ができないかという利用者の意見等もあり、昨年のお盆は試行的に8月14日を営業いたしましたところ、1日185人の利用がありました。

町では、平成20年7月に老人福祉センター「ゆうゆう」の施設管理を「天平の里」の運営実績のある中能登町の社会福祉協議会を指定管理者として指定をし、施設管理を行っていただいております。また、昨年6月には健康ハウス憩を含む3施設の利用料金の統一化を図ったところであります。

経費の削減とサービスの向上は相反するところもあります。また、利用者の要望も多種多様であり、これらの要望に十分に答えていくには民間の知恵と工夫も取り入れていくことが重要だと考えており、住民ニーズに沿ったより効果的、効率的な施設運営に取り組むため、今、作間議員からもお話もありました指定管理者制度の導入に向けた検討をしていくことも必要ではないかと考えております。これから積極的にそれらを検討したいと思っております。

○副議長（甲部昭夫議員） 作間七郎議員

○14番（作間七郎議員） 町長もそういうことでよく分かっておいでるし、町民の声も耳に入っているということで私があえて言わなくても町長は全部分かっておいでたんですけれども、指定管理者移行について検討すると。町長、参考なんですけれども、銭湯のこ

とをちょっと調べてみたんですけれども、1日180人ぐらいの銭湯だったら、田舎の言葉やけど、父ちゃんと母ちゃんとあんちゃんおればあんちゃんやし、あんちゃんおらなんだらどっかの母ちゃんに頼んで、大体3人で朝から、8時や9時に閉めんと10時や11時頃までやっておいでるそうでございますので、3人でやっているそうです。うちは、これは6人でやるとるわいね。それはそれで条例に基づいて、規則に基づいてやられているんですけれども、参考に180人前後のお風呂屋さんだと3人でできるという、民間ですよ。それは人に給料を払わんで、その分売上、あとのやつは全部自分の内輪でできますからね。そういうことでやっているとよく聞いておりますので、またそういうことを頭に入れながら指定者管理制度移行についての検討の材料としていただきたいと思っております。以上で私の一般質問をこれで終わらせていただきます。

◎散 会

○副議長（甲部昭夫議員） 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもって、一般質問を終結します。

ご案内のとおり、最終日18日、午後3時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後4時02分 散会

平成23年3月18日（金曜日）

○出席議員（14名）

1番	山本孝司	議員	8番	古玉栄治	議員
2番	笹川広美	議員	9番	上見健一	議員
3番	南昭榮	議員	10番	若狭明彦	議員
4番	諏訪良一	議員	11番	岩井礼二	議員
5番	宮下為幸	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	亀野富二夫	議員	13番	田中治夫	議員
7番	甲部昭夫	議員	14番	作間七郎	議員

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	吉田外喜夫
副町長	小山茂則	農林課長	大村義一
教育長	池島憲雄	上下水道課長	大森一義
参事兼総務課長	永源勝	保健環境課長	西浦順
参事兼土木建設課長	表辰祐	会計課長	松栄哲夫
参事兼住民福祉課長	坂井信男	教育文化課長	堀内浩一
企画課長	広瀬康雄	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	澤伸一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 土 屋 哲 雄

〃 島 元 奈 緒 美

○議事日程(第3号)

平成23年3月18日 午後3時開議

日程第1 総務建設常任委員会委員長報告

日程第2 教育民生常任委員会委員長報告

日程第3 予算審査特別委員会委員長報告

日程第4 討論・採決

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(平成22年度中能登町一般会計補正予算)

議案第5号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
について

議案第6号 中能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第7号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第8号 中能登町ウェルカム定住条例の全部を改正する条例について

議案第9号 平成22年度中能登町一般会計補正予算

議案第10号 平成22年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第11号 平成22年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第12号 平成22年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第13号 平成22年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第14号 平成22年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第15号 平成23年度中能登町一般会計予算

議案第16号 平成23年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第17号 平成23年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第18号 平成23年度中能登町国民健康保険特別会計予算

- 議案第19号 平成23年度中能登町下水道事業特別会計予算
- 議案第20号 平成23年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 議案第21号 平成23年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第22号 平成23年度中能登町水道事業会計予算
- 議案第23号 指定管理者の指定について
- 議案第24号 指定管理者の指定について
- 議案第25号 指定管理者の指定について
- 議案第26号 指定管理者の指定について
- 議案第27号 指定管理者の指定について
- 議案第28号 指定管理者の指定について
- 同意第1号 中能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 請願第1号 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの定期接種化を
求める意見書提出の請願書
- 請願第2号 公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書提出の請願
- 請願第3号 コメの戸別所得補償制度の見直しを求める意見書提出の請願
(平成22年)
- 請願第13号 脳脊髄液減少症の診断・確立を求める意見書提出の請願書

日程第5 閉会中の継続調査

午後3時00分 開議

◎開 議

○議長（坂井幸雄議員） ご苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（坂井幸雄議員） 日程第1から日程第2 各常任委員会委員長報告

これより、本定例議会から付託をしておりました、報告第1号及び議案第5号から議案第14号まで、並びに議案第23号から議案第28号まで、請願第1号から請願第3号まで及び平成22年請願第13号の以上、報告1件、議案16件、請願4件を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、委員会における審査の過程及び結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長 宮下為幸議員
〔総務建設常任委員会委員長（宮下為幸議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（宮下為幸議員） 総務建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、報告をいたします。

今定例会から付託を受けました報告1件、議案6件、請願2件については3月4日、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等主なものについて申し上げます。

まず、議案第9号 平成22年度中能登町一般会計補正予算では、道路新設改良費で、各地区への工事請負費や区道舗装事業補助金の減額が出ているが、予算残に係る各地区要

望事業への翌年度分前倒しの再配分の考えはないかとの質問に対して、予算的に今、即対応できるものは可能な限り現計予算で前倒しで行っている。地区の当初事業計画の未執行報告が時期的に遅れての報告等もあり、今回は補助金残の照会を各地区に周知しなかったとの説明を受けました。

今後、区の整備のための予算残の更なる有効活用を図るよう、要望いたしました。

次に、財産管理事業の町有林管理委託料で、入札残に伴う減額を行っているが、予算の有効活用を図り、町有林の保全をより一層進めるように要望しました。

続いて、地域農政推進対策事業費で、融資主体型補助事業補助金の内容は何かとの質問に対し、町内認定農業者9件、農事組合法人1件、営農組合1件に対して、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機等の大型機械購入への補助金を交付したとの説明を受けました。

続いて、議案第13号 平成22年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算では、個人や事業所の放送サービス新規加入申込み件数が見込みを下回ったため、当初見込み件数104件に対し、実績は25件で、ケーブルテレビの加入率は37.6%との報告を受けました。

今後も加入率のアップにより一層努めるよう要望いたしました。

以上、主な質疑の概要は申し上げたとおりであります。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました報告1件、議案6件につきましては、全会一致で可決いたしました。

また、請願2件については、1件を全会一致で可決、1件を継続審査といたしました。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」とおりであります。

以上で、総務建設常任委員会での報告を終

わかります。

○議長（坂井幸雄議員） 次に、教育民生常任委員会委員長 岩井礼二議員

〔教育民生常任委員会委員長（岩井礼二議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（岩井礼二議員） 教育民生常任委員会における、審査の過程並びに結果についてご報告を申し上げます。

今定例会で付託されました案件は、議案 11 件、請願 2 件であり、議案 11 件については執行部から説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等主なものについて申し上げます。

まず、議案第 9 号 平成 22 年度中能登町一般会計補正予算では、障害者福祉費の扶助費について、精神障害者通院費助成の対象者は何人に増えたのかとの問いに、平成 21 年度の申請は 134 人で、今年度については現在までで 144 人の申請があり、10 人の増であるとの回答を受けました。

また、予防費の子宮頸がん予防接種助成について、実績等はどのようになっているのかとの問いに、3 月 2 日現在で子宮頸がん予防ワクチン接種の申込者数は中学 1 年生 14 名、中学 2 年生 22 名、中学 3 年生 27 名の計 63 名であり、助成額については、これから償還となるため未確定であるとの回答を受けました。

次に、議案第 10 号 平成 22 年度中能登町介護保険特別会計補正予算では、歳入の現年度特別徴収保険料がなぜ減額になったのかとの問いに、死亡または町外へ転出、また、65 歳以上で普通徴収から特別徴収になられた方が、見込みより少なかったためであるとの回答を受けました。

続けて、議案第 11 号 平成 22 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算では、国民健康保険税の滞納件数及び、そのうち医療

機関にかかるため、保険証を必要とし発行した件数はどれだけあるかとの問いに、国保税の滞納件数については 365 世帯であり、このうち 56 世帯が、過去 1 年間すべて未納の世帯で、保険証については 3 カ月の短期証を 65 世帯、6 カ月の短期証を 10 世帯に発行しているとの回答を受けました。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案 11 件につきましては、いずれも全会一致で可決、請願 2 件のうち継続審査としていました請願第 13 号については全会一致で採択、請願第 1 号については不採択といたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

◎質 疑

○議長（坂井幸雄議員） 以上で、各委員会の委員長報告が終わりました。

これより、各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 質疑がないようであります。

これで、質疑を終結します。

◎委員長報告

○議長（坂井幸雄議員） 日程第 3 予算審査特別委員会委員長報告

これより、本定例議会から付託をしておりました議案第 15 号から議案第 22 号までの議案 8 件を一括して議題といたします。

以上の案件に関して、委員会における審査の過程及び結果について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 田中治夫議員

〔予算審査特別委員会委員長（田中治夫議員）登壇〕

○**予算審査特別委員会委員長（田中治夫議員）** 予算審査特別委員会における、審査の経過並びに結果についてご報告をいたします。

当委員会は、去る3月7日、8日並びに10日の3日間にわたり開催し、町執行部の出席を求め、本定例会より付託を受けました、平成23年度各会計予算の議案8件について、慎重に審査を行いました。

その経過並びに結果について簡潔にご報告申し上げます。

まず、付託議案における委員会採決の結果についてご報告いたします。

議案第15号 平成23年度中能登町一般会計予算

議案第16号 平成23年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第17号 平成23年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第18号 平成23年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第19号 平成23年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第20号 平成23年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第21号 平成23年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第22号 平成23年度中能登町水道事業会計予算

以上8件については、全会一致で可決と決定いたしました。

次に、委員会の審査の過程において各委員より出された指摘・要望事項について、全会計予算全般にわたり、これまで以上に徹底した経費の見直しを行い、税込確保と受益者負担の適正化等に努め、効率的な行政執行を進めていただくよう強く望みます。

また、多様化する町民のニーズに応えるた

め、限られた財源を計画的・重点的に配分し、町民の幸せと将来の中能登町発展のため主要な施策、事業を厳選した中で執行されるよう要請をいたしておきます。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

◎質 疑

○**議長（坂井幸雄議員）** 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（坂井幸雄議員）** 質疑がないようであります。

これで、質疑を終結します。

◎討論・採決

○**議長（坂井幸雄議員）** 日程第4 討論・採決

これより、上程議案 報告第1号及び議案第5号から議案第14号まで、及び議案第23号から議案第28号まで、報告1件、議案16件について、一括して討論を行います。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（坂井幸雄議員）** ないようであります。

以上で、討論を終結します。

次に、採決を行います。

報告第1号 専決処分承認を求めることについて（平成22年度中能登町一般会計補正予算）を採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり承認であります。

本件は、委員長の報告のとおり承認することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立全員であります。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第5号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 中能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第7号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第8号 中能登町ウェルカム定住条例の全部を改正する条例について

以上、議案4件を一括して採決します。

お諮りします。

本件に関する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立全員であります。

よって、議案第5号から議案第8号までの議案4件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成22年度中能登町一般会計補正予算を採決します。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成22年度中能登

町介護保険特別会計補正予算

議案第11号 平成22年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第12号 平成22年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第13号 平成22年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第14号 平成22年度中能登町水道事業会計補正予算

以上の議案5件を一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立全員であります。

よって、議案第10号から議案第14号までの議案5件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 指定管理者の指定について

議案第24号 指定管理者の指定について

議案第25号 指定管理者の指定について

議案第26号 指定管理者の指定について

議案第27号 指定管理者の指定について

議案第28号 指定管理者の指定について

以上の議案6件を一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立全員であります。

よって、議案第23号から議案第28号までの議案6件は、原案のとおり可決されました。

続いて、請願第1号から請願第3号まで、及び平成22年請願第13号の請願4件について、一括して討論を行います。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

請願第1号 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの定期接種化を求める意見書提出の請願書を採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で不採択であります。

この請願を不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

暫時休憩します。

午後3時27分 休憩

午後3時28分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第1号 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの定期接種化を求める意見書提出の請願書を採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で不採択であります。

この請願を不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立全員であります。

よって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

続いて、請願第2号 公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書提出の請願を採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立全員であります。

よって、請願第2号は、採択することに決定しました。

次に、請願第3号 コメの個別所得補償制度の見直しを求める意見書提出の請願を採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で継続審査であります。

この請願を継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立全員であります。

よって、請願第3号は、継続審査とすることに決定しました。

次に、平成22年請願第13号 脳脊髄液減少症の診断・確立を求める意見書提出の請願書を採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は全会一致で、採択であります。

この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立全員であります。

よって、平成22年請願第13号は、採択とすることに決定しました。

続いて、議案第15号から議案第22号までの議案8件について、一括して討論を行います。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

議案第 15 号 平成 23 年度中能登町一般会計予算を採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立全員であります。

よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号 平成 23 年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 17 号 平成 23 年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第 18 号 平成 23 年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第 19 号 平成 23 年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第 20 号 平成 23 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第 21 号 平成 23 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第 22 号 平成 23 年度中能登町水道事業会計予算

以上の議案 7 件を一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立全員であります。

よって、議案第 16 号から議案第 22 号ま

での議案 7 件については、原案のとおり可決されました。

次に、同意第 1 号 中能登町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本案は、人事案件であり、先に議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

お諮りいたします。

同意第 1 号 中能登町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第 1 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎追加日程 1

○議長（坂井幸雄議員） お諮りします。

ただ今、杉本町長より議案第 29 号 平成 22 年度住民生活に光をそそぐ交付金事業介護用リフト車輛購入契約の締結についての議案 1 件を提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

議案第 29 号を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後 3 時 38 分 休憩

午後3時39分 再開

○議長(坂井幸雄議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程1 日程第1を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

○議長(坂井幸雄議員) 杉本町長

[杉本栄蔵町長登壇]

○杉本栄蔵町長 本日、追加提案いたしました議案につきまして、ご説明をいたします。

議案第29号 平成22年度住民生活に光をそそぐ交付金事業介護用リフト車輛購入契約の締結についてであります。

現在、デイサービスセンター「ひまわり」及びデイサービスセンター「いこい」に配置されている介護用リフト車は、ともに10年以上経過し、老朽化が進んでいるため、このたび車輛2台の更新を行うものであり、3月16日の入札において、ナガト産業株式会社に落札が決定し、仮契約を締結をいたしましたので、中能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、本日追加提案いたしました議案につきましてご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なる議決を賜りますようお願いをいたしまして提案理由の説明を終わります。

○議長(坂井幸雄議員) 町長の提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第29号について、質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(坂井幸雄議員) ないようであります。

これで、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

討論の方、ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(坂井幸雄議員) ないようであります。

以上で、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

議案第29号 平成22年度住民生活に光をそそぐ交付金事業介護用リフト車輛購入契約の締結について、採決します。

お諮りいたします。

議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(坂井幸雄議員) 起立全員であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

ここで、3時55分まで休憩いたします。

午後3時42分 休憩

午後3時55分 再開

○議長(坂井幸雄議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程2

○議長(坂井幸雄議員) お諮りします。

ただ今、提出者 宮下為幸議員ほか賛成者6名から、発議第1号 公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書、提出者 岩井礼二議員ほか賛成者6名から、発議第2号 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

以上、発議2件が提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(坂井幸雄議員) 異議なしと認めます。

発議第1号及び発議第2号を、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しま

した。

議事日程表を配付しますので、暫時休憩します。

午後3時55分 休憩

午後3時56分 再開

○議長(坂井幸雄議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程2 日程第1 発議第1号を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5番 宮下為幸議員

〔5番(宮下為幸議員)登壇〕

○5番(宮下為幸議員) ただ今、上程されました意見書については、その概要を以下朗読し、趣旨説明に代えさせていただきます。

公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書

本格的な高齢社会を迎えたことで、高齢者が安心して生活を送りながら、社会・経済活動にも積極的に参加できる社会の構築が益々求められています。また、障害者が必要なサービスを享受しながら自立し、安心して暮らすためにも公共施設等のバリアフリー化が喫緊の課題です。

政府は、これまで平成18年制定の「バリアフリー新法」に基づき、1日の平均利用者が5,000人以上の鉄道の駅やバスターミナル等について、平成22年までに全てバリアフリー化することを目標に取り組みを進めてきました。しかし、例えば鉄道駅のバリアフリー化の進捗率は約77%に止まっています。

よって政府におかれては、新たな政府目標を定めた上で、政府、地方公共団体、事業者の連携強化を図りつつ、地域のニーズに対応した公共交通機関のバリアフリー化を更に推進するよう、以下の項目の実施を強く求めます。

記

1. 新たな政府目標を早急に定め、地方公共

団体、事業者の理解を求めるよう周知徹底に努めること

2. 市町村によるバリアフリー基本構想の作成が更に進むよう、未作成の地域を中心に、実効性のあるよりきめ細かい啓発活動を行うこと

3. 地方公共団体の財政状況に配慮し、補助等の支援措置を充実すること

4. 特に、鉄道駅のホームにおける転落防止効果が期待されるホームドア設置に関する補助を充実すること

5. 身体障害者や要介護者など移動制約者の福祉輸送ニーズに対応した福祉タクシーやノンステップバスの普及に努めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月18日

石川県中能登町議会

よろしく願いいたします。

○議長(坂井幸雄議員) 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第1号について、質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(坂井幸雄議員) ないようであります。

これで、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(坂井幸雄議員) ないようであります。

以上で、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

発議第1号 公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書を採決します。

お諮りします。

発議第1号は、原案のとおり決定すること

に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

追加日程2 日程第2 発議第2号を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

11番 岩井礼二議員

〔11番（岩井礼二議員）登壇〕

○11番（岩井礼二議員） ただ今、上程されました意見書については、その概要を以下朗読し、趣旨説明に代えさせていただきます。

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等、多種多様な症状が複合的に現れるという特徴をもっています。

昨年4月、厚生労働省より、本症とわかる前の検査費用は保険適用との事務連絡が出されました。これは、本来、検査費用は保険適用であるはずのものが、地域によって対応が異なっていたため、それを是正するため出されたものです。これは、患者にとり朗報でした。しかし、本症の治療に有効であるブラッドパッチ療法については、いまだ保険適用されず、高額な医療費負担に、患者及びその家族は依然として厳しい環境におかれています。

平成19年度から開始された「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業（当初3年間）は、症例数において中間目標100症例達成のため、本年度も事業を継続して行い、昨年8月に、遂に中間目標数を達成しました。今後は、収集した症例から基礎データをまとめ、診断基準を示すための作業

をすみやかにを行い、早期に診断基準を定めるべきです。そして、来年度には、診療指針（ガイドライン）の策定及びブラッドパッチ療法の治療法としての確立を図り、早期に保険適用とすべきです。また、本症の治療に用いられるブラッドパッチ療法を、学校災害共済、労災、自賠責保険等の対象とすべきです。

よって国においては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現するよう、以下の項目を強く求めます。

記

1. 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、症例数において中間目標100症例が達成されたため、早期に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。
2. 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、来年度平成23年度に、ブラッドパッチ療法を含めた診療指針（ガイドライン）を策定し、ブラッドパッチ療法（自家血硬膜外注入）を脳脊髄液減少症の治療として確立し、早期に保険適用とすること。
3. 脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ療法等）を、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象にすみやかに加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月18日

石川県中能登町議会

よろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第2号について、質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

これで、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

発議第2号 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書を採決します。

お諮りします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立全員であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査

○議長（坂井幸雄議員） 日程第6 閉会中の継続調査

閉会中の継続調査についてを議題といたします。

ただ今、議会運営委員会委員長及び総務建設常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長、中能登町統合中学校建設特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査、各常任委員会、特別委員会の閉会中の所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議・閉会

○議長（坂井幸雄議員） 以上で、本議会に付議されました案件の審議は、すべて終了しました。

ここで、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、想定をはるかに超える大津波と原子力発電所事故という、未曾有の悲惨な被害をもたらした。死者そして不明者が数万人単位に上るとも報道されています。本定例会一般質問に先立ち、執行部とともに命を落とされた方々のご冥福と未だ消息不明の方々の一日も早い発見を祈願いたしました。

この惨状を受けて、中能登町議会として、議員各位の賛同のもと、義援金を募ることについて協力を行うこととしました。

つきましては、義援金箱を準備させていただきましたので、本会議閉会后、各自に配付いたしたいと思います。

どうぞ、ご協力の程をお願い申し上げます。

これをもって、平成23年第2回中能登町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後4時12分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 坂 井 幸 雄

署名議員 岩 井 礼 二

署名議員 田 中 治 夫